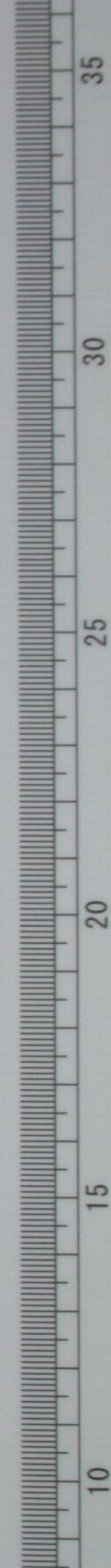


海史餘鈔

秦城雜纂

二十四

特別  
14  
1919  
689



門 14  
號 1919  
巷 74

門 15  
號 1380  
巷 50

689

○黒田長政朝臣の遺書(承前)

栗山大膳一件 樂 眞 子

(細川氏の書翰)  
筑前之事

栗山大膳事、久々右衛門佐殿前へも、不申出、今  
度の出入色々事御座りて、只今、大膳事、  
し(自分の事あり)屋敷に籠り、内の人數六七百、  
鉄砲二百餘、石火矢六丁御座り由、座敷の体三方  
五十間堀、一方口にて、堀うらに堀とほり、ひ  
しとせき、成はせ丈夫にかこひて居り由、此  
中色々、慶も御座りへども、やぶれやうして、取巻  
いへども、様子こそいや引取り事  
右の仕合故、今、大膳屋敷より、往來も無御座り  
え共前かどに何やらん、江戸へも使と下し、豊後  
御横目衆(此時越前宰相忠直卿、豊後に配流され、

其監守のために、幕府より遣し置く御目付あり  
へも人と遣ひ、御横目衆よりの者も、同道にて、  
大膳所へ使三人参り、直に歸りさるとすい、何事  
にていや不存し事

六月晦日

菅沼部様(菅沼部正定盈朝臣)

細越中(細川忠利朝臣)

(黒田家臣書翰の續)翌十五日、大膳屋敷より飛脚  
のもの相見え、罷出博多(筑前)の方へ参りしと、  
御目付に付置れし、御歩行衆、御側御鉄砲衆四五人  
慕ひ付き、辻の堂口邊にて召捕りし、其節、豊後府  
内に、竹中采女殿(府内城主竹中采女正義、時に  
長崎奉行あり)御在城あり其上公儀御目付衆(前に  
述より)も被成御詰り、右采女殿へ、大膳より遣し  
し書状、右の飛脚持参しと取集め、差上りしに付、  
忠之様御内見されしへ、先達て飛札と以て上  
り通、忠之天下に對され、御謀叛思召立しに付、御  
異見上りしへ、大膳不屈の由にて、理不盡に、御  
成敗さるべきに、大膳に於て、公儀へ對し  
奉り、厚く忠義と奉存、如此にいと、大体か様  
の文体の様に覺すし、夫に付、先達て参りし飛脚の、  
何日頃参りしやと、彼召捕りしものに御尋なされしへ  
は、十四日の夜、人質と出しし時刻、差出ししに  
に付、左いへば、大膳と御成敗なされしに、仰  
分けも御座りさき等に間、助け置れしより外、無御  
座りと、議定にて、其まゝ召置れし事  
其後七月一日に、竹中采女殿、福岡へ御越なされし  
に付、二日に御城においで、御料理進せられ、其夜  
御下宿にて、翌日又候、御出いで、同晩御歸りなさ  
れし、翌日大膳並總領の子と始、幼少の娘兩人

昭和十六年十月五日  
市島謙吉

ども、其外引まといひ、豊後へ立退りし事

樂真子曰く、栗山大膳が、豊後へ立退る時の様子、左の文書に見ゆ、但し例の如く前後の

黒田内栗山大膳事、七月朔日竹中采女、右衛門佐(忠之朝臣)城へ参り、井上道柏、小河内藏允とて、七月二日三日の間、黒田殿と、出入御座して、三日の七ツ時分に事済、栗山大膳彼地へ立退りし、其次第左に

福岡と大膳能出の時分、寅の刻、一番に下々荷物二番に、鉄砲二十挺、火繩に火をつけ、三番に馬に乗り、女房十人計、四番に女乗物五挺、五番に竹中采女人數二十人計、六番に大膳乗物にて、廻りに侍五六十、何れも棒とつき、其外弓鉄砲二百計、何れも火繩に火をつけ、鎧も凡百本程にて、取廻し、七番に金銀道具の類と付け、馬二十疋、此跡鉄砲凡二十挺ほど、火繩に火をつけ退りし、我等の右の様子見して参りし、大膳屋敷に、竹中馬乗一人、大膳もの一人残り、跡とまづめし由に事  
右の濟口の、下々にて、何とも不存し、竹中所へ、大膳も召連れ参りし由にて、右の仕合故、黒田殿身上如何と、彼國のものども、氣遣仕、何

太田道灌の遺書

あされして、御越被成、直ぐ御上屋敷へ御入あされしへども、公儀より何の御沙汰もなく、其上に竹中采女殿、大膳も、未だ着不仕由に付、暫く御遠慮の先恰好にて御座あされし、

同年十一月十八日に、御老中様御連名の御状と以て、御用之儀御座し間、明日御登城あされし様にと、申來いに付、御登城被成し處、御老中様の仰渡されしに、今度御家中の出入の事、肥後の儀に差合(肥後熊本城主加藤豊後守忠廣叛逆の嫌疑にて、領知と覆はれし、此年五月あり)御越度に、思召上られし、追て御せんさくと、遂げらるべきの由、上意の旨、被仰渡し由に御座し、同日御下城後、暮方に及び、安藤帶刀殿(直次)御出あされしに、夜に入り御歸あされし、是は御差圖あされし儀、御座し由に付、其夜戌之刻過に、忠之様、帶刀殿、隼人殿(成瀬隼人正正成)へ、御見舞あされし、此時までも、大膳へ未だ江戸へ不参由に  
右の仰渡され御座しに付、其まゝ御上屋敷に、御座被成して、御憚りに、御下屋敷へ御越可然と、御内談の由にて、翌廿日に、早々淺布(麻布あり)御屋敷へ御越あされ、此御屋敷にて、御重年あされし、樂真子曰く、此時、忠之朝臣が、幕府老中と對

ともちつかざる跡に見えし事  
七月五日 藪内匠華押(宛名あり) (未完)

黒田長政朝臣の遺書(承前)

栗山大膳一件 樂真子

樂真子曰く、栗山利章が、一身の害と免れん爲めに、密かに長崎奉行竹中重義等の許に、使遣し、主君に逆謀の企てありと、誣告せしのみからせ、重義の福岡に來り、忠之朝臣に諭して、利章と、已の領邑に退かざるに至りて、縦ひ不意の備にもせよ、鉄砲に火繩とつけて、主君の膝元と、横行するが如きに至り、實に不臣の所業と極めざるにて、其意の在る所知るべきのみ  
(黒田家臣覺書、前の續)右に付忠之様にも、江戸表へ御出あされ、委細仰開かれ無之て、難叶に付、同年八月二十五日、福岡御立あされ、江戸へ御参勤遊ばされし、道中も殊の外御急ぎ被成、伏見より七日めに、江戸へ御着あるべき筈にて、急ぎ御上り被成し所、箱根の山中にて、江戸よりの、御飛脚参りして、御急ぎ被成に不及の由、御老中様御内証の由にて、夫より常の御道中の御恰好より、少し御急ぎ

問の言當時幕府旗下士某の覺書に見えし事、左に録す

石谷將監物語りに(石谷左近將監眞清あり)台徳院様御他界の年、加藤肥後守殿身体滅亡あり、其後筑前の國主、黒田右衛門佐殿、家老栗山大膳事に付、江戸に於て御詮議あり、上意に、加藤肥後守身体御取つふし被成し、其儀ともわさまへなく、私のいかりのために、兵と動し可申覺悟、甚く不道千萬に、思召上げらると、仰出されければ、右衛門佐殿御請に、上意の趣、其意と得奉りし、まかし、私家人大膳に、閉門し付し、六月十三日に御座し、肥後守身体御つふしあされし儀と、六月十六日に承知いしし故、手前のいささほり止り、竹中采女正方へ使者と遣し、私國本へ采女正と招きよせ、采女たのみ、取あつかはせ、大膳と豊後へ退けし、家人に手と下げし事、無念に存しへども、御忠節にいかへがたく、存奉り如斯、任りしと、涙ぐみ被申上げれば、御老中方、借々鬼神の様ある右衛門殿、かく致されし事、誠に代々忠節の家柄と感じ、上様にも御感ありしと、井伊掃部頭殿(直孝朝臣)御物言に、  
樂真子曰く、栗山大膳の一件、實に黒田家、

安危存亡に係る最大難事ありし、故に其封内太宰府天満宮に、左の願文を納められて、今猶同社に傳はれり  
天満宮御立願 松平右衛門佐忠之公  
今度江戸御吉左右 御前(幕府の事あり)仕合、任御所存、御國安全、武運長久、子孫繁昌、息災延命所、當社領二千石之内、今迄藏納に被召置以新屋敷分高四十八石可有御寄進旨如件  
寛永九年壬申七月吉日 留守大鳥居信岩敬白

●黒田長政朝臣の遺書(承前)

栗山大膳一件 樂 眞 子

(黒田家々臣覺書の續)翌十年三月四日、御老中様より、御指紙参り、明日、御城へ、御出されし様にと、申来りし間、五日に御登城されし所、御老中様方、御列席にて、大膳上儀ども、御尋被成し、右の度々御返答、比類なき仰上られ様にてよし、御老中様方も、御ほめされし由にて、掃部頭様(井伊直孝朝臣)の、手取様の御子様にて、御座し間、か様にこそ、御座あるべくと、仰られし由にて、最初大膳上儀の、一ヶ條と御尋されしにて、御返答の様子により、大膳と對決仰付らるべきの様に、

第一の嫌疑の、駿河大納言忠長卿が謀反に與みせりと、利章が訴へし事はあり、然るに、此難問に對しての申披の、當時旗下士某氏の覺書に、左の如く記せり

黒田右衛門佐殿、家老と、出入有之、御詮議の節、第一に、右衛門佐、駿河様の御謀叛に同意仕、内々思立しと有之、御老中方列席にて、右衛門佐と召れ、此儀の如何と御尋有しに、右衛門佐一向覺不申、偽事の由申へば、御老中方、然らば何故平生家來どもに、駿河殿の御事、萬一の事もあらば、身と捨て御取飼(扶くる事あり)申へば由と申せしと、有ける時、右衛門佐、我ら家の、如水以來度々御當家へ心はせの御奉公申上しに、上にも御存の事あるべく、唯今にも何事の有らん時、駿河殿御事、將軍の御弟君に、いへば、必ず御采幣の代りとも、御勤めあるべし、然らば、當家代々の例に任せ、忠之も御免しと蒙りて、御先と勤んと、常々存居し所に、先年大納言殿、未だ駿河御在城の折我ら歸國の序に御見舞申上し所、種々御懇の御挨拶にて、其上、今にも大納言殿御身に、一大事有之べし、別して其方と頼み思召由と、御直に仰聞られし間、其節我ら存し、

御老中様仰聞られし節、忠之様仰上られしに、先以て其事の、一向御存も御座なき、偽事にては、申去仰上られ様によりて、大膳と對決仰付られしとの、上意の近頃御おさけさき事に思召し、いかに御座しども家人と對決仕儀の、御面目なく、男のさされ

難くし間、左様に仰出されしへば、筑前と差上、切腹仕儀より、外の無御座と仰上られしへば、御老中様方にも、御尤の趣仰られし由、後日承り申し事

右之通、御老中様と以て御尋被成儀に御座し間、御彈りのため、御寺入をされ可然御首尾の由にて、澁谷の長谷寺へ御越されし、則、其夜中に、我等ども十人程、御供にて、御手廻りの道具までにて、御越されし事

其より十日計も過ぎしにて、又御老中様より、御指紙参り、御用之儀御座し間、明日西の丸へ御出されし様に、御登城被成し、其より一兩日程づゝ、周御座して、都合三度西の丸へ、御出されしと覺すに、右の度毎に、御老中様へ對しての御返答、比類なき事の由、世間にもほめ奉りしよし、其初も段々承り後日にも度々承りし

唯今にもいかかる、うつけもの出して、謀叛など企てし、計難く、然らば、將軍家の、中々思もよらざるへども、御兄弟の御事なれば、大納言殿と、責めの心もかしたに、危めずさん必定向り、夫故の御頼みと存付し故、我ら如き者にては、侍らしく思召ての仰添く、御請申上し、其事と折々、家來共にも申付置るにては、乍、御奉公とこそ存しに、かへりて御不審と蒙りし段、武士の冥加も盡さる儀と、残念至極に存じしと、涙と流して申されければ、掃部頭殿(井伊直孝朝臣)偕に左様の心入にて、如水以來御奉公の筋目と守りし段、さりとして、奇特ありと、御挨拶ありければ、外の御老中方も、誠に、掃部殿申されし通りにはとありて、此事の何の譯もなく、濟さる由に

●黒田長政朝臣の遺書(承前)

栗山大膳一件 樂 眞 子

樂眞子曰く、是時大猷公(三代將軍家光公)の、勉て雄藩の力を減殺するの、政畧あるとて、此紛争と機として、黒田家と處する所あらんと、元老の諸臣に謀りたまひしに、其隨一か、井伊直孝朝臣、及び故老の忠使安藤直次朝臣の如き

當時の政略、下關せせ、黒田家の爲めに、一  
廉の精力を盡くせし、左の如し、是實に、此編の  
初めに掲げざる、長政朝臣の遺書にある如く、  
東照公親しく、長政朝臣の手を取て、誓はせし  
まひし言を、知ればあり、されど其事を明地に申  
さずして、所謂、それとなく、將軍として、悟  
る所あらしめんとせしに、迅くも其意を諒納さ  
れて、一刀兩斷、正邪分明の、裁斷ありしに、  
君臣の意向、水魚も音からず

して、毒とかはんと、致しざる、うつけものぞ、  
何とて、天下に旗を揚がるべきや、某、右衛門佐  
の人とありと見ゆに、律義一片の、つらりと  
見えゆえ、大膳が所、偽りある事、やに  
及ばざと、彈りなく述しに、將軍家、掃部に、  
右衛門と、最負せるかと、上意有しに、直孝謹  
て、私、何故に、右衛門と、最負仕ゆべき、元  
來、右衛門佐、蜂須賀達、阿波徳島城、主阿波  
守至鎮朝臣、と、不和のものにてゆに、私、遂  
菴が聲にて、(至鎮の女、直孝の室、え、却、  
遺恨と存、きにて、乍去天下の御仕置に、私  
と存すべきに非れば、只理の在る所と申上るに  
いと、言上せしかば、將軍家、尤の事ありとて、  
黒田家領知收公の議、止みさり  
(安藤直次事蹟に) 黒田家にて、家老栗山大膳の公  
事起りし時、大膳が所理あれ、黒田家の領地召  
上らるべきかと、有しに、大猷院様、安藤帶刀と  
召て、思ふ所とさけとありければ、老中、帶刀と  
めして、其旨と申けるに、帶刀聞て、凡理非に依  
て、裁斷せんとす、よのつねの事あり、君臣父  
の間に、いかで理非と論ぜべき、栗山が罪の  
るべからず、もし今度臣さるもの、す所、理ある  
と以て、其主と罪に處せられれば、若し某が紀伊

殿と公事する事あらんに、某理あれとて、紀伊  
殿と罪したまふべきやと、すされし程に、老中  
かにもなりとありて、栗山罪せられて、黒田家  
恙あかりし  
又左の文書に、  
右衛門佐、公事定て近日、可被仰付、天下の謀  
叛人とやらんす由、承り、これ、大膳偽り事  
にては、はん、右衛門佐、中々むはん、可仕、器量  
無之の間、かしく、何れも申にて、前後  
署と) 二月廿八日、稻丹後守(稻葉正則時)に御側  
御用人)宛、板倉周防守(京都所司代)  
(黒田家々臣覺書の續) 三月五日に、大膳儀、土井大  
炊頭殿(老中)御屋敷へ、被爲召、御老中様御列席に  
て、種々御尋之儀も、有之由、承り、夫より  
二三日過美作(黒田一成)監物(黒田利良)十太夫(倉  
八正俊)四郎兵衛(明石行亮)安太夫(大音政成)儀御  
尋之儀有之の間、大炊殿御宅へ、明日可罷出之由、大  
目付様より、御差紙参り付、十一日、右の面々、  
外に召、無之ゆえども、道相(井上周防之房)内藏允  
(小河之直)も、差續き罷出、  
(未完)

上大老々々中) 永井信濃殿、青山大藏殿(六人衆後世の  
寄あり) 此外に、稻葉丹後殿、板倉周防守も御出座  
成、其外、大目付衆四人、秋元但馬殿、柳生但馬殿、  
小野河内殿、今御一人、跡もかく失念仕、大目付  
衆の御老中様の御末座に二人づ、左右に分れ、御着  
座さされ、大目付衆より、一問程問と置き、右  
の方に大膳能、在、さて始に美作十太夫召出され、  
大膳の向座に、美作、其次に十太夫罷出、其時、か  
大膳より差上、三十餘條の難題と、大目付衆讀上  
られ、美作十太夫へ、返答いたさ、由仰せら  
れ、所、大膳十太夫の、若輩ものかれ、相手に仕  
ら、由、さん、い、や、し、め、そ、し、り、恐、口、さ、る  
由に、美作、承り、事新らしく、す、わ、け、仕、に、も、及  
不申、右衛門佐、若く、政道の足らざる所あら、  
三年の五年十年にても、大膳後見の役目なれば、如  
何様とも、其非と諫め改めすべきに、却、跡形もな  
さ、逆謀の由、上、段、不忠ものに、と、大膳、  
の、美作の、元來此事の委細と、存不申ゆものにて、  
右衛門佐、某と毒殺せんといたし、事、美作、江  
戸に罷在、子細と存申さ、某が姉、某の、文  
官第一のものにて、是非と辨へ、す、只、律義、片  
の者と、闘り、所、美作、只、今、大膳、が、如、く、某、儀、

文官至極の者にいへども、主人とたはし、其身と立  
ると、道理との、古今何の書に出るや、某の、只  
君々さらせとも、臣さらせ、有べからせといふ事と、  
聞覺ぬ、論語よみの、論語をらせとの、大膳が事  
りと、大体か様の問答に有之由、美作物語にい、  
但し御謀叛の事、形も無御座爲り故、双方ともに、  
詰める證據の書もの等、出不申由に御座し、次に監  
物召れいへ罷出い處、大膳見いへ、其方の、仕置に、  
たづさはりやさせいへ、何事も存問敷とす、取合  
やさせいへ付、早々に掃明さす由、監物々語にい、  
欠て四郎兵衛、安太夫一同に召出され、罷出いへ、  
是又大膳さん、辯舌とふるひい由、其節大  
目付様より、二百人御足輕、新規御取立させられ  
と、右兩人に御尋かされいへ付、兩人より、何の子  
細も無御座、長崎表、御固めに遣しし答にて、委細  
小河内藏允、存知罷在い、今日召の無御座いへども、  
御勝手へ罷出居い間、御呼出し、御尋あるべき由  
上い所、早速内藏允召出にて、罷出いへ、大膳  
内藏允の、勝手向の事のみ、取計いへ、事の様、  
一向存知やさせと、や言りい得共、内藏允少し怒り  
やさせ、是までの如く、大膳殿と敬いひて、常の挨拶  
の如く結構にや成しひて、大膳、公儀へ對し、僞

りや上儀と、歎きやして、御老中様方に向ひ、  
大膳誕生仕儀、長政より、守脇指、産着、樽  
着等遣されい刻、内藏允持参仕儀、親備後有がた  
り、内藏允歸りや節はだしにて、門外まで送り出  
と流して、厚く御禮上し、備後か様にこそ御座  
いつる、大膳誕生の時より、長政か様に、不便と加  
られ、御かげにて成人仕る、身として、右衛門  
佐へ、無實とやかけい段、天爵の程、如何可有之や、  
定て、親備後も、草葉の影にて、歎き居可申とて、涙  
と流しやいへ、大膳も、挨拶にわぐみさる、様子  
にて、苦笑いたし、打伏罷在い由、夫より内藏允  
い、右衛門佐、謀叛と思立との儀、必定に於て、  
老功の井上周防、存不申事、これ有問敷い、周  
防今程、隠居仕、道柏とすい、今日召の無御座い  
へども、御勝手へ罷出居い、御召寄せ、御尋被成い  
様に、願奉りい、やして罷立、御座敷の内より、  
道柏召い、御勝手へ参り、兩人同道にて、再  
び御座敷へ罷出い由、右内藏允、大膳問答、大体か  
様にこれありい由、美作物語にて、内藏允も其通り田  
にこれある由、やされい  
(未完)

座仕りいへ、と、大膳すい、道柏重てすい、御歴々  
様へ、餘り間近くい、少し居下りいへ、堅、やい  
故、大膳問半程居下りい、其上座に、道柏着座仕  
へ、大炊殿、掃部殿と初め、道柏御存知の御業道柏  
久しう御座ると御言葉と掛させられい由、雅樂殿  
と被仰い、井上淡州(淡路之良)親父にていやと、  
仰られい付、左様に御座い、御禮上し、さて  
道柏、大膳と問答仕、道柏すい、其方命と惜み、  
譜代の主人へ偽りやかけ、人非人に、其方親備  
後どの幼少よりの友にてい、備後の、一命と捨兼、仮  
初にも虚言やどすものにてい、無之い、親に生れ  
劣りい、大膳、其方の隠居にて、近年の事、  
不存善、右衛門佐謀叛の思立、某と毒殺せんと致し  
い事、實にてい由辯舌とふるひすい、道柏御老中  
へ對し奉り上し、右衛門佐謀叛思立との儀、  
中譯、仕儀にも及びやさせ、僞に相極りい、謀叛  
や事、大軍と起し、世と亂事にてい、右衛門  
佐祖父如水、父長政、共に亂世に生れ、毎年毎月軍  
致し、武功と顯して、大國と賜り、右衛門佐、太平  
の世に生れあひ、若年より、居ながら大國と領し、林  
と安くせる身、何の不足ありて、逆謀と企て  
べき、時といひ、年とす、謀叛に無之事、能々御了

節下され度、偕又家來の内にも、美作物語内藏允  
と、皆度々取功も致し、某も同じく少々(戰場  
の事あり)に出合い者にいへ、右衛門佐、若し隠謀  
あらば、此等の者どもとや合へき答にい、左い  
く、何の武功もあき、大膳一人にや談い儀、有之  
き様無御座い、是にて、右衛門佐逆謀の僞りに  
儀、能々御了節下され度由、謹でや上いへ、大炊頭  
殿掃部頭殿御うあづき、あされい、大膳方御覽  
されいへ、大膳も、行當りなる様子にて、道柏に  
向ひ、其方武功とやせども、豊後にて、戦疲れ  
士の者取しより、手再か、し、  
の事あり)迄も、戰場に出れば、それと武功とすべ  
り、我父備後、其方と親しかりし、武功の故  
に非定、唯断の友とせしあり、備後の幼年より、許  
多の忠義と盡し故、如水長政、共に情け深く召仕  
れたり、然るに今右衛門佐、某と疎んせ、古語にも、  
三年父の道と改めると、孝といふべしとあるに、  
父長政身をかりて後、一年も過ぎるに、我まよかる  
行跡のみにて、其上左までもあき倉八十八太夫如きも  
のと取立て、國政と執らるのみならず、讒言と信  
じて、故老のものと疎み斥け、無道の振まひ重疊い  
たし故、斯て、行末の程元奇しと、忠義と存じ

て、諫言をさせ、結句我らと悪くみ、毒殺せんと  
計り、其手等相違せしかば、とやかくと、我らとた  
ばかり殺さんとせし事、一度から度々にて、實に  
道に違ふ大悪人ありと罵り、其時道柏御老中様  
へ向ひ、右衛門佐若輩にて、國の治めかた宜しか  
らと、思召上られ、領知召上られ、聊  
も上意の違背仕らざる、勿論の事に御座し、さ  
あから、東照大権現様、關ヶ原の時、恐れながら、  
長政の手と、御取遊ばされ、今日の御合戦、思  
召すに、御勝利と得させられ、御儀、ひとへに  
長政が粉骨と盡し、忠節と勵みしに、誠に比  
類なき忠節と、御一生思召されさせ、くの間、其  
方子孫に至るまで、決して御如在(疎意の事あり)遊  
れな段、再三仰聞けられ、御儀、彈りながら大炊  
頭様御始、御存知あらせらるべく、長政も一生の間、  
度々此儀と存出し、涙と流し難有がりや、其段  
末期の遺言にも、置、此上、もはや大膳と、問  
答仕、いにも及不申、いか様とも、御沙汰と奉待  
るにていと、や上、いへ、美作始め罷出、一同  
に、只今道相や上、能々御聞上下され、由、上  
所、何の御挨拶も御座なく、道相、此上、別  
や上、儀も、無御座、いへ、退出、可仕やと、伺  
へ、尤の由にて一同退出仕、(未完)

御指紙到來、此時の御供に、御幸  
へ御供外に、御上屋敷より、川口左太夫、山下平  
兵衛、御側御歩行に、坂田加左衛門、濱田太郎左衛  
門召寄られ、此間中の御恰好にて御出され、  
樂真子曰く、此時の裁許、幕府日記に、左の如  
く記せり  
三月十五日、御白書院出御(中略)松平右衛門佐  
叛逆之隠謀有之由、家老栗山大膳、致言上に付、  
段々被聞召之處、大膳、依、爲、御免被成、  
代々忠節之筋目と、以て筑前國、其、被成御預の旨、  
國持衆へ御直に被仰聞、入御之刻、於御黒書院、  
御譜代之面々へ、御直に被仰聞  
十六日、於酒井雅樂頭宅、松平右衛門佐、並家老  
三人被召寄、兼々仕置方、不宜、剩今度君臣違却  
に及、段々、重々無調法至極に付、領知被召上、  
雖、然、代々御忠節の筋目と、被思召、筑前國、  
新規に被下置、以後諸事人念仕置等可申付旨、  
掃部頭、雅樂頭、下總守(松平)大炊頭、讃岐守出  
座下總守、中渡之  
掃部頭宅へ、栗山大膳召寄、松平右衛門佐事、兼  
兼仕置方不宜、不調法至極に被思召、領知被召上  
い、雖、然、代々御忠節の筋目と、以て、新に本  
國と被下、大膳儀、南部山城守(盛岡城主重

淡史餘録  
栗山大膳一件 樂真子

○黒田長政朝臣の遺書(承前)  
栗山大膳一件 樂真子  
(黒田家臣遺書の續)其翌日、掃部殿御宅へ、大膳一  
人召出され、御老中様御列席にて、御尋かされ、  
其方右衛門佐と諫、段々、上にも尤に思召れ、但  
し謀叛とや上、い、偽言に相極り、何故筋あ  
儀とや上、い、仰られ、所大膳、是、全く計畧に  
て御座、子細、謀叛とや上、い、右衛門佐、私  
として、殺害仕、事、相成不申、命と惜み、  
の、無之、い、共、私、殺され、上、に、國政亂れ、  
終に御谷に逢ひ、ひて、殘念に、奉、存、い、故と、  
然、速に、江戸に参り、委細とや上、い、可然、と  
仰られ、所、大膳、是、まで、に、不仕、い、右衛門佐  
も何事なく、歸國仕、私、切腹、付、らる、べし、昨  
日對決に罷出、い、共、右衛門佐、一、言の諫、も、不  
仕、不忠の者共、無事にて、忠義と存、い、私、殺  
され、い、事、誠の犬死と存、い、故、か、様に、仕、い、と、  
い、由、此、段、後、日に、隼人殿(成瀬正成朝臣、乘より、  
承り、い、偕十三日夜に入り、隼人殿、帶刀殿(安藤  
直次朝臣)より、今度の公事に付、御國別儀有之間、  
由、御内證御座、い、つる、十五日、に、明日、西丸雅樂  
頭殿御宅へ、忠之様、並美作監物内藏允にも罷出

直朝臣)へ、御預け被成、百五十人扶持被下之、但  
し居所三里内、徘徊不苦旨、掃部頭下總守出  
座、掃部頭馬守、中渡之  
(覺書の續)其日、御城より、直に御上屋敷へ、可被爲  
入由の所、一先御寺へ、御歸り、可被成と仰られ、御馬  
と急せられ、祥雲寺前まで御出され、い、  
追々御上屋敷より、承付、い、参り、い、もの有、  
我ら儀、御馬の脇に、罷在、い、御尋被成、い、十太夫、不  
参、い、やと、御意に付、あ、い、参、い、由、上、い、  
く御馬と止めさせ、十太夫追付、い、此所より、長谷  
寺まで、い、人家一軒も無之、原に、い、御高聲に、十  
太夫へ、今日の被仰渡に、今度の無調法故、御國と  
被召上、い、乍去、御先祖様、御忠節と、被思召、新  
しく筑前と被下、併し、其方身上、い、果、い、と、仰  
れ、い、所、十太夫、案々、内、あ、い、から、千秋萬歳目出度  
奉、存、い、私儀、御取立のものに、御座、い、間、此、節、切  
腹、仕、儀、冥加に、い、本望に、奉、存、由、上、い、  
重て被仰、い、腹、あ、い、の儀にて、無之、被召仕、無用、  
仕、國と拂、い、い、と、御老中様御差圖にて、殘念  
あ、い、から、是より、暇、道、を、と、被仰、い、い、十太夫、難  
有、存、奉、由、上、い、て、本の方へ、引返し、い、  
谷寺へ、御入被成、い、て、夜に入り、御上屋敷も、其、  
ま被下、い、間、御遠慮に、不及旨、御老中様御内證の由

品之生丸徐諸根接也

す来りひに付、戌の刻過に、淺布(麻布あり)御屋敷へ被爲入事  
右の事柄、内藏允、美作、安太夫など、承り合せ、我ら覺の分とも合て、其儘相認め、子孫に殘置者也 (完)

板倉修理殿中刃傷顛末 後 洞生

左の一篇の九代將軍徳川家重公の時、寄合板倉修理勝該と云へるもの一時の猜疑心より終に延享四年八月十五日式日御禮の折柄殿中にて熊本城主細川越中守宗孝と誤殺せし顛末と、其時代のもの筆録せる所にて頗る詳悉と謂ふべきものあり、但し文中少しく潤飾に過ぐるの嫌なきにあらざれども當時の公私諸書に参照するに事實に於ての毫も誤れる所なきが如し、別に細川家臣の覺書と得られ併せて之と掲載せしむ  
右語に曰く、天の高さも測りつべし、地の厚さも探りつべし、唯五尺の人心の計り知るべからざと、恐るべし唯人の變心あることと、斯に將軍家(家重公)御旗本の歴々に其頃寄合にて板倉修理とて六千石と領し(攝州神戸郡にて千石、下野芳賀郡にて五千石)其の祖の板倉伊賀守勝重といふものにて、東照公の御取立にて京都所司代と勤め治績と顯はしり、此

勝重に男子三人あり、長男の周防守重宗とて父に代り所司代となり、是亦名譽ある人あり、次男の内膳正重昌と云ひ、東照公の御小姓にて慶長十九年大坂冬御陣和陸の特城方秀頼公判元見届の大任と勤め、三代將軍家光公の御代天草一揆征討の大將として彼地にて戦死と遂げたり、三男と市正重大といへり、是即ち修理の家祖あり、重大の四代將軍綱公の寛文年中御書院番頭より大番頭となり、五代將軍綱吉公の時御側衆に轉じ、貞享三年病死せり、重大の子下野守重浮(はじめ修理と稱せ)父の家督と繼ぎ、綱吉公より六代將軍家宣七代家興八代吉宗の四公に歴任し、御書院番頭より駿府御城代となり、元文五年病死せり、重浮の子内膳勝丘父の家督と繼ぎ寄合にてありしが、間もなく延享三年病死せり、男子なきにより弟修理勝該家督と繼ぎ寄合席に列せり、是即ち細川越中守と稱せしめ六千石斷絶に及びし人あり、修理家督相續以後に兎角病氣勝にてありける故、一族家士ともいろ／＼と保養とせしめたり、殊に内室の播州揖東郡林田にて一萬石と領せし建部丹波守正民の息女にて、年比倍老の契り淺からざる故、是又さまざまにいたはり養生と加へけり、其節人參と多く用ひける故にや漸く快氣のまつれども、兎角短

品 辨 品 生 日 告 退

英一蝶の述福

氣の性とあり、さしふる事もなきに立腹して近臣ども叱り寄り、其上動もそればかり脇差の柄に手と掛け手討にも致さるべき体あり、病氣の本復しれども斯く短氣のいよく増長しけるに、代々家老職にて本家板倉周防守方より附人に成し置ける前島林右衛門と云へるもの大に是と歎き、度々諫言に及びけれども金言耳に逆ひ、却てこれと憎まれけり、然れども林右衛門の臣たるの禮と盡し忠誠に勤めけるが、或時修理の前へ出で申けるに、御病氣御本復されば定めて近日御病後の御禮として式日に御登城あるべく、左それ又近々に御役付とも仰付られいはん歎と存せられ、凡そ三千石以上の御旗本の大名に類するものにて、殊に御當家とて格別なる御家筋あり、殿中にて諸大名方への御附合又御同列方杯に對し、若しも日頃のごとき御短慮にて萬一にも失禮の儀おとあらんに、必ぞ御家と亂さるべし、只管御短慮と御憤みあるべし、殿中詰所にて聊かりとも我儘する御振舞ある時、御家のみならず、御一族と始め御先祖への不孝大かたからせ、近來堀田稻葉の柳營にての喧嘩内藤永井の詰所の口論又い淺野吉良が及傷の類、皆以て短慮より起り國家と亡ぼすに至れり、是實によきいましめにて、何

卒御分別ありて御つゝしみあるべき様にと諫言せしり (未完)  
修理の林右衛門が忠實ある諫言と聞辭めて大に憤り、已れ推參ある異見だて過言の至りあり、夫程の事、我いかに知らせして居るべきや、本家よりの附人と思ひ敬て用ひ來れば却て付上り、主人に向ひ緩急の申條言語道斷あり、手討にせんと脇差の柄に手と掛けば、林右衛門少しも驕がせ、諫て死するの臣たるもの本分にて、御存分に成さるべしと身と措寄けるに、修理いよく怒り既に切付けんとするありさまおられ、近習のものども大勢立ふさがり漸くは押留め、林右衛門とせかして次の間へ立せけり、林右衛門大に歎き、かゝる人にての中へ以て公邊向の勤務のかりがたし、此まゝに差置るべ終に家も亡ぼすに至るべし、我家老さるの職分として黙止とせし所を早々修理殿と隠居させ一族中より器量の人と養子にもらひ、當家として安穩ならしめんとこそ決心おしける、是林右衛門が不忠不義と云ふにあらせ、畢竟板倉家と大切に思ふが故あるべし、林右衛門思ふ様、當時若年寄の職に居る板倉佐渡守殿(名は勝清安中城主)の子息數多持ちさまへ、其内の一人と申請修理殿の養子とせし修理殿に隠居



多湖柳舟渡り  
の石浜旅中致  
ととる

さよんこそよけれど、密々親類の方へ、其子細と  
打明して相談に及びけるが、此事如何して洩れり  
けん、事のいまだ熟せざる内早くも内室の耳に入  
れば、内室も心からぞして斯くと修理に語りけるに、  
修理の以の外に立腹し、憎ま林右衛門がたくみか  
か、彼奴元來佐渡守と心易きも馴合て罪なき某と  
押込置さ、家督と佐渡守の子に継せんとの惡逆と見  
えさり、よし、此上、林右衛門の縛り首と刎んと  
の事あると、林右衛門聞て残念なり、我全く當家の  
爲めと思ひて忠言せしに、縛首と刎られんに、犬死  
とあるべし、最早是非もなし諫て用ひられざれば去  
るといふ古語もあれ、當家と立退くの外なしと思ひ  
定め、妻子と召連れ白晝に鎗と立て修理が屋敷と立  
退ける

凡そ臣たるもの主家と立退時の最も白晝なるべ  
し、夜陰に去る時に出奔欠落と云ふべし、尤も武  
器と携へて出ること古實あり、立退て後其落所と  
詳かに書付て去るべき事あり、(記者の言あり)  
修理の林右衛門が斯く立退されども憤怒の餘り其ま  
まに打捨置けり、此後諫言するものとして、あく、殘  
りし家老の加藤宇右衛門の修理が乳母の夫あり  
斯て延享四年八月朔日憑の御祝儀とて、例年の通  
將軍家諸大名以下の御禮と受けたまへ、是日、悉く  
る次第あり、林右衛門儀の平生律儀のものにて中々  
欠落と致さずべき不所存ものにて、いはず、是れに  
の大方深き子細こそいはんとに、かくしく言はれけ  
(未完)

修理の此言と聞き赫と怒り發して大音にあり、いか  
に佐渡殿林右衛門と殊の外御いひに成され、彼  
奴御荷擔の儀、近頃其意と得ざる次第に、林右衛  
門儀不屈の子細あり先頃手討にいたせべくと存居り  
しに、欠落に及さり、拙者家來にいへば手前存分次  
第にいたし、親類中へ通達すさぞと何り苦しか  
るべき、佐渡殿に、あぢあ事に、此修理といひめ  
まふものか、いかに當時若年寄の威光あればとて  
餘りに御威權にていと血眼にあり、刀に手を掛けて  
切付ん氣色あれば、佐渡守も呆れ果、是の修理殿  
短慮にて、拙者の御一家のことも其許の爲と  
存じてこそ斯くいふをあれ、左様御短氣にて他人  
と出合の千萬必元なく存じ、其の様子にて、いま  
だ病氣御本腹と存せられ、随分御保養ある  
べし、拙者の御用多にいへば夫にて、御休息  
おされ御歸りあるべしとて、奥へ入りたまひし、  
修理も相手なき事とて是非なく座と驟立て私宅へ歸  
りける、斯て其夜修理の家老加藤宇右衛門と佐渡守  
方へ招き、渡されける、前島林右衛門立退し事一

白帷子と着して登城あり、修理も病後はじめ登城  
あし首尾よく御禮上、退出がけに親類中へ病中の  
謝禮として相廻らるべき積にて、先西丸下にて板倉  
佐渡守の親類中の歴々あれ、佐渡守方へ罷越せし  
に、佐渡守早速對面に及ばれ、先以て貴邊病氣御全  
快の段殊に今日首尾よく八朝の御禮と送げられ珍重  
と挨拶致され、修理も相應の返答に及び、扱四方山  
の物語に睦しく姑らく時と移しける折から、佐渡守  
ささるる様、其の許御家老前島林右衛門事の手前心  
易出入いたし居、殊に本家よりの附人も此方より  
も格別目と掛けずいひし、此頃、更に罷越させ、  
式日にも相見えざるよし家來ぞも聞い、いか、  
たし、若しも病氣等にていはずやと尋ねられし  
に、修理の此言と聞き扱、林右衛門事、かね、佐  
渡守と心安に乗じ、某と押込、佐渡守の子とて家  
督に立んと討らひしを最負して斯く云はるるから  
んと思ひ、乍ちに顔色と變へて大に怒り、其林右衛  
門めの手前屋敷と欠落いたし、と答ふるに聞き、佐  
渡守眉と擡め、林右衛門事、其御家にて格別の者あ  
り、萬一左様の事あらば早速親類中へも通達に及ば  
れ、彼是の御相談とぞ添げらるべき筈あり、拙者あ  
ど只今はじめ承はり、何とも合點のせらるる

門中へも通達無之事不屈の次第あり、假へ修理不得  
心ありとも其方の覺悟もあるべき事ありと大に叱り  
ゆされ、扱其儀の過ぎ去りし事も是非に及ばず、修  
理のいまだ病氣をか致さるる様に見受さり、今日  
某へ對し斯々の無禮に及べり、他人の出合にあのど  
どにていはば、必家と亡し申さん、殿中にて萬一  
の事あらば後悔ととも其詮かかると、此上の寸歩  
も他出の免せべからず、出仕登城の勿論の事、親類  
ある遊興等も無用にて、急度禁足いたさすべし  
此段其方へ急度申付いざとありければ、宇左衛門も  
委細畏り奉ると御請とすて立歸りけり、家のため  
とて修理の他出と止めたまひし、流石佐渡守の御役  
柄尤もの儀あり、さればかさねて登城さぞあるや  
と、さき善あるに八月十五日出仕して終に殿中狼藉に及  
びし、實にあさましき事どもあり、  
扱宇左衛門立歸りて佐渡守より申渡されたる迄一と  
主人修理に達しければ、修理内心甚これと憤り、佐  
渡守こそ某と押込て六千石と押領あり、已が子に與  
へんとの巧みあるに相違なしと急度思案と定し、  
左あらぬ体にもてあして宇左衛門に云ける様、佐渡  
守思召の通され、此以後禁足あし最早勤もかりが  
く、隠居せで済むまじき事あり、其方何と思ふ

ぞと尋ねられ、宇左衛門も修理の幼少より手玄ほに  
かけて守り立しことゆゑ、此言を聞いていどもあはれ  
に思ひ、去ればにては今日佐渡守様よりの仰渡され  
にての所詮御隠居遊ばされはでな叶ひがたくと存  
い、佐渡守様の御一族中の御年者とす、殊に當時  
若年寄の御頭職にていへば、旁以て其仰と御意背の  
あるまじく、併し期くおらせたまふも畢竟の御意慮  
もゑの事なれば、此上どもに御慎みあるべき様にと  
さま／＼理と盡して意見しけるに、修理も流石に辭  
なく黙して居られさり、扱内室の修理がかく短慮  
あるも病氣平癒までの里方建部丹波守へ逗留する  
こととされり、

角御家督の間もあらせ御病氣にかゝらせたやひ、た  
ま／＼御本復と申に又もや御隠居遊ばさるるとい  
さて／＼口惜き次第、嘸かし御残念に思召されん  
去ながら佐渡守様よりあのごとくの御申渡されば  
御再勤の御相談に及ばるるとも所詮御都合のなされ  
まじく、是までの世とあきらめさせ、御隠居の上の  
月雪花とも友とまたまひて御氣と落されぬ様遊ばさ  
れよと力と付て慰めければ、尤もその通りにとせし  
夫につき一ツの願あり、何とぞ今一度御禮として登  
城やたく、子細の家督以後病氣にて漸く去る八朔の  
御禮とはじめに相勤めされども、いまだ大御所様へ  
(八代將軍吉宗公西丸に隠居して大御所と稱す)御目  
見いたさせ、近代の明君とす奉る吉宗公の御在世  
に生れながら、一度の御目見とも遂げせして死か  
こと残念の至りに堪へざれば、来る十五日月次の御  
禮に西丸へも登城して御目見仕たく、是とさへ  
遂げははんに再び出仕いたさせども更に残りしき  
ことなし、早速隠居して佐渡守の子息に世と譲り申  
さん、大御所様へ御目見の儀何卒相かかへくれれば  
其方のとりはからひと偏にたのみ申さくこと、眞實思  
ひ入て涙と共にすされけると、宇左衛門聞てあはれ  
に思ひ、去と御いたはしき次第あり、佐渡守様よ  
り堅く御禁足の御申し渡されば最もありがたきこと

ん

あれども、仰のごとく前將軍の御尊顔とも見覺え  
たまはせして死しての後閻魔の廳へ申譯なく、御  
あけさのほど御尤の次第あり、今一度御目見の上  
の兎も角も御隠居遊ばさるべくとの儀なれば是又道  
理至極の御願あり、されども此儀の佐渡守様へ伺ひ  
申ともども御合點なされざるの必定のことなれば  
拙者一人の鹿忽にいさ十五日に御登城遊ばさる様  
にいとせし、其の代りに急度御隠居遊ばさるべ  
し、万一佐渡守様の御耳に達し御咎の儀もあるから  
ば、拙者の承はりちがひにして切腹いたすまでの事  
あり、かからせとも穩便に御登城遊ばされ神妙に  
御目見と遂げらるべし、左はは佐渡守様にもさし  
てさびしき御咎もあるまじく、餘りに御歎のありさ  
ま見るに忍びせしめしければ修理大に悦び、何分に  
も其方のはから頼み入るとして十五日出仕の日と待  
居られける、畢竟修理が心底に公邊の勤務もあり  
がたく、此度かきりに隠居するに全く佐渡守が奸惡  
より起りしことにて、所領の仇とも云ふべきものな  
れば討果して懣憤と散じさく、所詮彼が家にての事  
成りがたく、殿中にて討より外に手段なしと斯く宇  
左衛門と誑さしあるべし

め在江戸諸大名の面々我もくと出仕あり、細川越  
中守殿も登城ありて御城坊主田代祐悦と云へるもの  
御供にて御座敷へ通られけるが、良ありて小用と便  
せんと御坊主衆黒木開齋と案内にて便所へ入りたま  
ひ、手水とつかひにかゝりたまふ折から、修理板倉  
佐渡守と見付んと彼處此處とらろ／＼として居る  
しが、越中守殿の薄ぐらさ所にて手水とつかひ居る  
と見て、是こそ佐渡守と思ひ、赫と目もくらみしに  
や、板倉家の巴九曜の紋所と細川家の九曜とを見誤  
り、後より板討に切付たり、越中守殿ハアツト驚き  
て振りむく所と、たゞみかけて二太刀三太刀續け打  
にかけしけるにぞ、何かの以てたまるべき越中守殿の  
忽ち其場に倒たり、黒木開齋の此体と見て驚き周章  
何れへ歎逃げ去りたり、

(未完)

板倉修理の細川越中守殿と切倒せし後、その人違を  
りしと見て精神の取亂れしにや、我脇差も振身のま  
ま其場所へ投げ捨て何れへ歎潜みかくれたり、元來  
此所の白晝といへども薄ぐらさゆゑ、暫らくの此騒  
ぎと知る人更にあし、然るに小十人(役名本間定五  
郎と云るものこれと見付て大いに驚き騒ぎ出せしよ  
り、御徒目付組頭久下善兵衛御徒目付菰田仁右衛門  
と馳來たり、能々見るに手負人の細川越中守殿を

加藤守左衛門

り、扶け起して御相手の何人にていやと尋ねれども  
重手ゆゑ言語も定りからず、此段當番御目付土屋長  
三郎へや達しければ、長三郎あらびに中山五郎左衛  
門大目付石河土佐守水野對馬守も共く來り、越中  
守殿に向ひ相手と問へどもさらしに答ふし、誰ぞ坊主  
どもに附き居らざやと尋ねれども知る人なし、去れ  
ども此相手人の殿中にひそみよるに相違ふしと、  
早速此旨を老中若年寄中へや上ければ、まづ御  
玄關前より諸大名の供人もも大手外へ退出し、御  
門々々ときしびく閉鎖て人の通行と禁せしとの事  
ありければ、諸大名以下旗下諸士の供人等、そは  
や殿中にて何事歟騒動こそ出来しと、大手の動  
搖云んかたかく、互に我々主人にていささやと氣遣  
ひ大手御門に押來り、様子と聞かんとひしめくあり  
さまあたかも津浪のごとく、御目付衆出て之と制  
それども騒動のちかくまづまらざりしとぞ、  
後洞生曰く、或書に修理分切掛しとぞ、越中守  
殿中の事故脇差とどらんと手疵の數多かれどもつ  
ひに奪ひ取り、目便所より豊縁の上まで出る砌、  
大目付石河土佐守水野對馬守御目付土屋長三郎中  
山五郎左衛門をこれと見付、中にも土佐守と五  
郎左衛門と早く來り、越中守へ相手と尋ねし

に見知らざるものと答へ、意趣の覺なきやと尋ね  
しに、何の覺もなし、全く亂心のものと見受しもの  
を捕へんとして、斯く手疵を負へりと云ひしとあ  
り、  
扱又殿中にて越中守殿側へに血に染る扱身の捨  
置あるからの相手なまさしく近邊に忍び居るに相違  
ふしと、番所へやに及ばせ諸役人語所より勝手  
口にいたるまでござんく切、御目付土屋長三郎  
御目付衆あらびに火の番のものと召し連れ隈か  
く尋ねるといへども其の人と覺しきもの更に身當ら  
せ、此時同席の諸大名更へ越中守の手疵と見舞  
けるが、取分雲州松江の城主松平兵部大輔が越中  
守の手疵と搜りおどしていろくと看護せらるゝ体  
と見て、兵部大輔殿こそ必定越中守殿の相手から  
めと囁きけるものもありしとや、  
斯に表坊主の室井總督と云へるもの、焚火の間近邊  
の便所とさかし居けるに、ある便所の中に一人の  
士、鉄にて已夕頭の髪とはさみ居るものあり、總督  
走よりて其許にいかなる人ぞと問ひたゞそに、其人  
答て云ふ、我等の唯今人と討ていもる髪とはさみ  
ありと云ふ様子の何様本氣と見えざるに總督其も  
のと引出してこれとみるに、無刀にて上下と着用せ  
り、能々見知りざるものに尋ねれば寄合衆の板倉修

理ありとやそ、さて越中守殿と切りさるゝ此人あ  
らんと、御目付衆捕へて蘇鉄の間へ連れ來り、屏  
風にて取圍み、此旨御目付衆へや達せしに大目付御  
目付立合にて如何なる所存にて越中守と討れしやと  
尋ねるに、其の返答前後取らざり、唯茫然とし  
るばかりあり、是のひとへに亂心ものあるべしと修  
理と急度警固いたさせ、大目付石河土佐守河野豊前  
守御目付土屋長三郎等より老中若年寄衆まで委細の  
趣とや達しり

稀あるも見る見知る人更にあし、依て中の口番御玄關  
番等までも呼出して尋ねけるに、如何にも板倉修理  
と相違なく、殊に衣服の紋所に巴九曜と付け居れば  
紛るゝ處あしとやそ、此のよし目付衆より斯くと老  
中方へや上げるに、佐渡守の猶も疑ひの散せざるに  
や、然らば拙者自身に見届申さんとてかの修理と圍  
ひ置きし所に來り、透間より伺ひ見て成程修理に相  
違ふしと大に驚かざり、扱委細の趣、將軍家重公大  
御所吉宗公の上聞に達せし所、大に驚かせたまひ、  
殊に吉宗公の痛く歎かせられ、修理事亂心の儀かれ  
は何ともせんかかあし、越中守のいまだ死去の致し  
まじ、手厚介抱療治せしめよと、外科醫師西玄哲内  
科にて岡田昌俊と奥醫師武田叔安とと附させられ  
かつ獨參湯と用ひしめよと人參も下したまはり、  
又手負の殊の外かわくものにていへば早々湯漬と與  
へよと命じたまふ、老中がた御請に越中守儀の餘程  
の重傷にて、最早切切やせよしに承はりいへば御湯  
漬の儀の御無用に遊ばさるべくとや上げると、公の  
更に聞えたまはざる御様子にもてあしたまひ、早く  
湯漬とや付よとの上意あるに黙止がたく、斯くと御  
膳所へ達し御臺所奉行野澤伴次郎承はりて御湯漬と  
任立ける、夫に付御給仕の坊主衆通の面々を取極  
る騒にて、御臺所中彼是といそがしき様子あり、扱

(未完)

老中若年寄の細川越中守と討らしの寄合衆の板倉修  
理ありと聞て大に驚かれしが、其中にも若年寄板倉  
佐渡守の席上にていへば、大目付御目付等に向ひ、  
何とやたまふぞ細川殿の相手の寄合板倉修理ありと  
歎、斯の心得ぬ次第あり、修理事の近來病氣にてい  
ゆる登城をいへば善し、拙者一族の儀かれ  
バ子細の能存知とれり、今日の一儀の何とも合點ま  
ゐらば、今一應能々吟味あるべしと云へり、御目  
付衆の手にいへば、いかに見知らざるものにてい  
えども、坊主衆見知りて板倉修理あるよしや、  
人にも相尋ねいひしに、いかに修理の由にやい  
併し亂心の体にていへば猶又とく吟味仕りいはん  
と、流石若年寄佐渡守の一言も、御目付衆も又々  
吟味に及ばれしに、寄合衆を殿中に出ることの

り、  
扱又殿中にて越中守殿側へに血に染る扱身の捨  
置あるからの相手なまさしく近邊に忍び居るに相違  
ふしと、番所へやに及ばせ諸役人語所より勝手  
口にいたるまでござんく切、御目付土屋長三郎  
御目付衆あらびに火の番のものと召し連れ隈か  
く尋ねるといへども其の人と覺しきもの更に身當ら  
せ、此時同席の諸大名更へ越中守の手疵と見舞  
けるが、取分雲州松江の城主松平兵部大輔が越中  
守の手疵と搜りおどしていろくと看護せらるゝ体  
と見て、兵部大輔殿こそ必定越中守殿の相手から  
めと囁きけるものもありしとや、  
斯に表坊主の室井總督と云へるもの、焚火の間近邊  
の便所とさかし居けるに、ある便所の中に一人の  
士、鉄にて已夕頭の髪とはさみ居るものあり、總督  
走よりて其許にいかなる人ぞと問ひたゞそに、其人  
答て云ふ、我等の唯今人と討ていもる髪とはさみ  
ありと云ふ様子の何様本氣と見えざるに總督其も  
のと引出してこれとみるに、無刀にて上下と着用せ  
り、能々見知りざるものに尋ねれば寄合衆の板倉修

越中守の即死せりと噂どりくあるに、御湯漬と下  
さるべしとの事と聞傳へ、扱ひ細川殿の緯切たるに  
のあらでいませ死せざりしと見えりとの説表方へ  
知れわたりしとぞ、これ公が深き思召のある所にて、  
適れよき遊ばされ方とや合ぬ、  
後凋生曰く、本文の姑らく是にて中止し、更に當  
日細川家の供頭より生田又助(小性頭)の覺書と  
掲載せし

八月十五日五ツ時の御供揃にて御登城、御玄關にお  
いて毎の通り御刀の山田嘉左衛門(御側取次助役)へ  
御渡し成され、御供生田又助、伊藤忠左衛門(御側  
取次役)山田嘉左衛門、村山傳右衛門(留守居)ともに  
四人總腰掛にまわりとり、五ツ半時前殿中さわ  
がしく、口論にて有之いやと御役人の知せに付、

わさく、の御供中も一同に御玄關前に寄すい處、  
口々切に相成、一人も下城往らせずとさよし、  
登城の面々のつかへなく通りい様にと有之い間、ま  
ばらくいさしい處、まさく御門くく切、出入  
決て難成、其内此書付の分りい様にと御役人衆へ  
より夫々の御門番に相渡い様子にて、御三家様方へ  
大御門より入らせられ、御老中様方若年寄衆方へ小  
門より御入成され、其外の御役人様方御供衆へ一八  
も通しやさせ、右の通にいえとも様子いか様とも相

より中山五郎左衛門殿(目付役)御いで成され、細川  
越中守殿家來と御呼びに付、又助参りい處、供頭  
にていやと御尋ねに付其通りと答へいえ、越中守  
殿御側近く召仕はれいもの参り居りいは、兩人に  
て参りい様にと被仰聞に付、伊藤忠右衛門と又助  
の兩人刀と御城使に持せ置、御跡に付罷上りい處、御  
介抱のため御通し成されい間、脇差と相渡しいえ、歸  
りい時分に御渡し成されい間名と申聞い様にと御  
聞に付、其通り仕いえ、鈴々に名と札に書る  
しい様子にてい、尤も扇子とも相渡しし、左に  
御玄關ぬぐひ板の所十間ほど参りい處にて、水野  
對馬守様(大目付)中山五郎左衛門様土屋長三郎様  
御三人御着座にて、兩人へ仰せつけられい、越中守  
殿不意に御手疵負れいえとも、随分御元氣も能い間  
氣遣あると無之い、上様より早速人參御拜頭にて、  
武田叔安そのほかの御醫師とも御付さされ御療養を  
されい間、罷通り介抱仕い様にと御老中より仰聞  
られい間、左様に相心得可申、殊に御相手とも早速  
召捕へられい間此所必安く存せべくい、只々御介  
抱專一に仕い様にと被仰聞に付、又助すい、  
御相手何某様に御座いや、如何様の様子にて手  
疵と負はれいやと御尋ねすいえ、御定法にてい間  
相手の名仰せ聞けられいえとも、既に押へか

分りやさる内、御年若の越中守御手と負はれい由  
承はりいに付、盡きいてたしかある御様子承はり  
さくと見知り面々へ別て傳左衛門相たのみいえとも  
相知れやさせ、松平越中守様にい由す、又此  
方様の御席(大廣間)に無之やせと取々の沙汰にて  
實正分りかねすい  
生田又助覺書の續  
後凋生  
(未完)

井上因碩宇田川玄覺(坊主衆)なども御門よりさ  
る内入りこみいえとも、口々りりいに付内へ通  
りいことありがたく、御玄關前に居りいに付、何と  
ぞ怪かある様子相えらせい様にと申聞いえとも急  
に入りこみかたき様子にてひまざりい、其時分水戸  
様登城に付、彼方様の御城使に傳左衛門(村山傳  
左衛門)留守居役)尋ねいえ、たしかに知れ  
い、輕き御事のよし氣遣仕まじくとすいよし、さ  
ていとぞんじとりい内に、御城坊主内田玄徳土田門  
賀同友巴吉田長作の四人と、あとより宇田川玄覺も  
出いて、御手疵餘はせ重き御事にい、御めしかへの  
御衣箱早く取よせい様にとすい付、御相手とたづね  
いえとも相分りやさせいよし、依て傳左衛門儀の御  
役人へすことわり、御徒目付同道にて中の御門外に  
御衣箱(着替の衣類等と納れ置箱)有之いに付て取に  
参りい、其あとにて右の坊主衆出られい張番所の口

れい間聊か氣遣あること無之い、越中守殿さされか  
ら随分よろしくいに付御上よりも御懇の御尋にい  
間、こころ安く存じ御介抱いたしい様にと被仰聞  
い間、越中守い様の仕方にて殿中の騒動に相成す  
いやと、其所忍入居い處委細仰せえられ奉承  
知い、此上一刻も早く側へ参りいさくい間御通し  
下されい様にと申達いえ、右御三人様と外に御役  
人七八人も添ひ、大廣間の御廊下筋へ召連れられい、こ  
の御廊下に隆徳様(越中守宗孝の法名)御座さ  
れ、御うしろの方より御徒目付組頭久下善兵衛毛氈  
と御身に於て、小き箱に腰とかけい御耳のあたり  
と左右の手にて抱へとりすい、御足の御のはしかさ  
れざる様に御役人中押へ御介抱にて、武田叔安老西  
玄哲老其外御醫師衆御役人ともに三三十人餘も相見  
えすい、忠右衛門儀の久下善兵衛へ代り御うしろよ  
り抱き奉り、御前御右のかより又助忠右衛門兩人  
の名と申上げ、御相手の名且又御手疵負せられい始  
終の御様子、右に付仰せ聞けられい儀も御座いは  
ばとく仰せられい様に相伺いえ、何も仰せられ  
い事無之とばかり仰せられい  
後凋生曰く、前回に越中守と便所に案内せし坊主  
と黒木閑齋とせし原本記者の偶誤にて、他本に  
據れば星野久悦と云へるものあり、因て此に訂正

大目付水野對馬守様御目付中山五郎左衛門様土屋  
長三郎様の御三人より、御家來へ御用の儀の御遠  
慮なく仰付られし様に仰上られ、左に御參湯と  
差上りえ、漸く召上られ、其後兩度さし上りえと  
も御通りおされかね、猶又御相手の名と再三伺ひ  
いへ、其後の御意無之殊の外御様体重く御座さ  
れに付、武田叔安老へ達し、殿中の御ささ  
りさへ御座さくは、御屋敷へ御引取御養生被成  
し様に仕たさしやいへ、其通り然るべく由に付、  
御目付様へ越中守儀殿中御支も御座さくは、退出  
任、屋敷にて養生相加へす、御覽の通り重き手  
疵に付此所まで駕とあげす、御城中の儀不案内  
に、間然るべき様、御取計奉願いと達せし處  
其通り御沙汰さるべく由仰せされ、御召  
かへの御衣類御役人持參に付、黒き御單物とめさせ  
奉り、御足の方へも毛氈とかけ有之に付、取の  
けすべくといはしめ、其まゝにて御駕にめし  
様にと叔安老御役人方にも被申しに付、其通りにて  
程なく御駕もまわり、兩人にて抱へ奉り召させ  
す、尤も又助御駕の内へ抱へ奉り、御入られ、  
得と御し、御寄掛さされ、其上にて御脇差の  
儀相尋ねいへ、刀箱より御取出し、五郎左衛門

に駕に乗り中の口より平川口へ出けると、是恐  
らくの似而非説するべく、畢竟右生田又助の覺  
書こそ信と置くに足れり  
一御途中御醫師乘四人、外に叔安老芝老、御徒目  
付二人、御小人目付三人付添まわり、御藥も鍋

とも、御役人持參仕、  
一兩人御側へ參らざる以前に、御湯漬をこし召上ら  
れ、よし叔安老守され、いさゞ御茶碗焼摺等益  
にのせ御側にあり、  
一御脇差の入りより箱の内、一尺六七寸可  
有之や、繩のあるそり高き脇差、身に残らぬ血の  
り付いて入居す、鞘の相見えす、是こそ板  
倉の脇差にてあるべくと心と付見覺す、  
一御迎に罷出、面々に、御用人松野龜右衛門、御  
留守居中川郡兵衛、御小性頭堀平太左衛門、使番  
頭佐野佐太夫の四人、松平兵部大輔殿屋敷辻番  
の邊まで断付、御老家脇郡織部、御用人竹原清太  
夫、御側御取次小林半右衛門、の三人の公儀御作  
事所の脇まで駐付、  
(未完)  
左の覺書に、細川家出入の御城坊主宇田川玄學が  
細川家の家臣に就き、及傷の當日事故あり登城運  
刻を越中守負傷の際隨從しとらざる所以と分

名工の板御吐吐  
の御子あつた

様御渡しおされに付、忠右衛門へも得とさしめて  
請取御駕に入れす、左に御引取被成さし、御  
目付様がたへ達し、處勝手次第に仕るべく由に付、  
は駕昇の間、御六尺、(幕府の役名)外、黒鉄(同  
上)大勢にて、中の口より平川口門へ出被成、彼  
方橋際より手人へ請取せし、山田嘉左衛門の  
刀を持ち、御儀の始終忠右衛門又助兩人にて仕  
す、

後調生曰く、或書に、御徒目付河内忠次郎大手  
御門に出で、細川殿の御家來御駕を平川口より  
中の口まで相廻さるべしと申渡せしかば、諸家  
供待の家來をも之と聞き、扱、殿中の騷動こそ  
細川殿にてありけるよ、相手、誰あるらんと  
又もや騒ぎ立しとあり、是或、以て然らん、而  
るに細川家の供頭殿中に至り、越中守の重傷を  
るを見て目付に請ひ、主人と同乗にて殿中へ出  
たりとの説と載せて云く、越中守様体と見受け  
處、甚、手紙重く、路次中も一命危く相見えす  
は、間、何とぞ駕の内へ一人乗添ひて看護仕度  
此度御免下さる様にと相願せし處、御老中方  
へ相伺ひえ、尤の事あり、越中守同興にて御  
座敷内より罷出、儀若しからせ御免遊ばさる  
との事ありければ、越中守と抱さしめて涙ながら

疎せしものにて、少しく前掲載の事實と重複せ  
るものありと雖も、生田又助の覺書と相關聯し  
其記事の詳畧互に得失あり、當日の實況に於け  
る微々べきものあると以て更に之と掲載せ、  
私父玄休儀老年に及當四月中より相煩ひ、今以て  
引込罷在、別て去月上旬より容体相ぞぐれす、  
宅仕、罷在、私宅より三十町は隔て罷在、  
私儀去月十五日の當番にて翌十六日の朝まで、御城  
に詰切し事故、十五日の朝玄休容体承り度家來差  
遣はし、右歸りいと待合せとり、故例より時刻延引  
出宅仕、御玄關前において生田又助村山傳  
左衛門様へ御目にかかり、殿中において亂心の  
御方有之よし御聞きおよび、御安否御知らせす

様に御たのみに付、中の口まで罷越、處中の口御  
門へ切通しす、定、間、當番の由断り罷通り、私  
も部屋まで罷越、處、太守様と申儀初めて承はり、  
豫て御懇に御出入仕、私儀も早速大廣間へか  
け付、大廣間口へ切御目付衆口元に付添罷あら  
れ、通路相あらせに付、心外ながら一先部屋へ引き  
退き、支度いたしおはし、又々右切の場所へ罷こし  
相扣へとり、御目付橋本阿波守殿すされ、  
太守様御用事のため御心を御用とたし、四

大目付水野對馬守様御目付中山五郎

五人ばかり大廣間へ罷通り御差圖に付、内  
田玄徳長谷川露三吉田長佐土田門賀同友巴私大  
廣間へ参りし處、御徒目付六七人にて御介抱中居り  
し、尤も御醫師衆御療治最中にていさ相手の見え  
やさせに付、大目付石河土佐守殿脇差御見せさせ  
れ、見知りいれと御たづねさせられ、一腰の太守様  
御脇差と相見えし、今一腰の見知やさるよしや  
上し、其内小用所より御相手出せし、右の内私儀  
の御醫師衆差圖にて御拜領の人参りささみ、御目付  
衆へや上大廣間入口まで火鉢並に御藥鍋等と取寄せ  
煎じや、御湯漬まるりし間差上し様にとの儀にて御  
臺所へやつかはし、早速まるりし間私差上し、  
右人參御拜領の刻上使御目付中山五郎左衛門殿上意  
の趣、太守様へ被申しに付、御請の儀恐かから御取  
次や上べくと存じし處、存の外太守御高聲にて難  
有し由御請仰上られし、其上御境御醫師衆雜ひさ  
れいせつ酢と御遊ばされし、是亦御用事私相達し  
御側に罷在し處、御平生の通りに御座し間御薄手と  
察しとりし、其晒布等入用のよしに御納戸より  
取寄御用達しし、右御用等にて寸暇と得ず又御様  
傳左衛門様へ御知せの儀も不申上し、(下客)  
後洞生曰く、細川越中守負傷の箇所等、當日目付

衆御度しあされし、

衆より老中へ録上せし所左の如くあり、  
細川越中守手疵様体  
一 首筋際横に七寸程一ヶ所 一 左の肩七寸程二ヶ所  
一 右の肩五寸程一ヶ所 一 鼻の上耳の脇一ヶ所  
一 脊中右の脇腹より左の脇腹まで一尺五寸程一ヶ所  
一 頭小疵二ヶ所 一 左右の手小疵五ヶ所  
一 白之通手疵療治に掛けし、御番醫師外科共爲申  
聞以上  
八月十五日  
後洞生曰く、越中守退出の後幕府の直ちに其妹  
賀ある織田山城守と召喚して、相手人の既に取押  
へあれ、越中守家來共騒がざる様取計らひ後命と  
待つべしと傳へ、別に奏者番永井信濃守と上使と  
して細川邸に遣はし、治療後の容体と問はしめ、  
相手の板倉修理の參州岡崎城、主水野監物忠辰へ  
召預けられ、又修理の親戚なる老中酒井雅樂頭堀  
田加賀守若年寄板倉佐渡守、其外板倉周防守建部  
丹波守等、皆之に謹慎と命じたり、當時何ものま  
さりけん左の如き狂歌と傳へたり、  
三三の未あればこそ細川の  
二歳の切られさるゝことある  
板倉に小便所にてしかけられ  
はづしかねる越中ふんどし  
(未完)

修理水野家へ預けられし時、幕府より本人へ達書  
の左の如くあり、  
八月十五日

寄合 板倉修理  
右に於て殿中亂心仕、細川越中守へ手疵負せ  
しに付、水野監物へ御預け被仰付し、  
水野監物の當日月次御禮として殿中に居合せけれ  
大目付大屋美濃守より書付と以て右の次第と達せし  
に、監物御請すそと其まゝ家來と屋敷へ走らせ、受  
取の人敷と呼寄し、物頭より徒士足輕中間に至  
るまで皆夫々一様の衣服と着し、修理の駕にかけ  
る青網並に警固のものをも携へたる數十本の棒ま  
でも新規に調製しするものかりし、観者監物が  
平生心掛の行届ると稱美せしとぞ、修理引渡と終  
り目付より老中への届書に、  
板倉修理事水野監物へ御預け被仰付しに付、私  
共立合監物へ引渡、家來受取駕籠にて無別條  
中の口より平川通御門差出せし、此段や上し以  
上

八月十五日 大目付 御目付

後洞生曰く、水野監物の邸宅に當時小川町ありし  
とぞ、又此時の狂歌に

御預けに三五亂るゝ板倉や

あつたら月と水野けんもの  
扱又修理の家來供廻の者共、花房近江守と板倉兵  
部との二人に命じ召連れて下城させ、修理屋敷へも  
兩人代るゝ出張して厳しく警固せし、家老の加藤  
字左衛門の修理に出仕致させざる段不届至極とて大  
小刀ともにもぎとられ、字左衛門並に子喜内とも網  
掛駕籠にて本家板倉周防守方へ引取り入牢と命じ  
り、  
斯て細川家にて越中守が不慮の出來事に上下一同  
闇夜に燈火と失ひたるが如く、唯茫然たるのみあり、  
血氣の若ものどもの中に、修理こそ主君の仇あり  
と憤怒しつるものあれども、早公儀にて之を召捕へ  
御預けの罪人とありければ、是又淺野吉良の類にあ  
らざると是非なく静まり居けり、翌十六日死去の御届  
に及ばんと一家中評議の折から、上使として若年寄  
堀田相摸守と遣はされ、將軍家よりの懇命と傳へて  
曰く  
手疵療治相届快方にも、誠無御心元被思召  
し、様子馳と承し様にとの御事に、万一及

大切にと、跡式之儀の去年假養子被願ひ弟  
有之儀の間、此度願に不及し條、致安養養生  
いたしし様は、被仰出之、

水野師先を尊

右の上意ありければ、今日死去の御届もあるまじとて遂に八月十八日と以て死去の趣と上聞に達せし處、將軍家より奏者番金森兵部少輔と以て香奠白銀五十枚と賜はりたり、然るに細川家中にて屈強の士ども又々憤怒を以て云く、修理既に召捕れて御預りに成りされども、斯く殿様の御逝去遊ばされざるに、いまだ御仕置の沙汰もなく、世間の取沙汰に當家の士どもも腰振ありとの評判もあるよし、如何にも口惜次第あり、此上の監物屋敷へ亂入して修理が頭と別ね、殿様の御供養にせんかどとすものあるにぞ、公邊の事に馴る輩又々其頭々よりやとせし既に御懇の上意とも賜はりし次第あるに、如何あれは去る無法の企とあさんとするや、内證委細の様子と知らざるものども何と取沙汰するも少しも構ふべき事にあらざ、何事も出せして偏へに公裁と待んこそ然るべけれ、万一筋なき御はからひもあらんに其時こそ御家中一致して存念と晴をべしと種々に取鎮めやだめける折から、八月廿三日に至り修理に切腹と命せられり

(未完)

事ありければ、亂髪のみにて麻上下と着用させ書院へ出座せしめたり、乃ち對馬守より書付と以てや渡されし趣に

板倉修理

其方儀去る十五日於殿中細川越中守に手紙と負せ、亂心といふながら越中守右手疵にて相果いに付切腹被仰付いもの也、右のごとく仰渡されし所、修理の途方にくれざるごどく唯さよろくして御請とせよとせよとせよとせよと甚く見苦しき体ありし故、介抱のもの修理の存中と押へて平伏せしめ、扶けて庭へ下り設けの場所へ連れ行きさうり、檢使の面々も一同其場へ着席おし、やがて法式のごとく短刀と白木の臺に載せ修理の前へ差出し、頂戴われと再三勸めけれども更に取らんともせず、やうありて座と居直らんと少くうつむく所と介錯人吉田彌五右衛門(監物の家來)其首と打ち喉の皮のそこし残りしと其まゝ首と手に載せ檢使に視しけるが、其様の誠に手際ありしうべ座に連なり

しもの共皆之と稱美せしとぞ、

斯て檢使より修理切腹の儀儀に見届し段老中へ届出ければ、老中より直に細川家の留守居役と召喚おし、親類のもの一人罷出へくと命と傳へ、早速織田山

屋敷に來れり、監物かたにての豫てより書院の庭へ椽つゞきに新らしく六疊敷の座敷とまつらへ置はり、是則ち今日修理の切腹とせよ場所あり、扱修理の最初監物方へ御預けとかりし時、遠かの事とて書院と板にて仕切座敷牢と造りて押籠られ、嚴重に警固へまつれども、流石の身分柄の人さればと監物より、附添の家臣等に命じ、朝夕の食物より衣服の類に至るまで修理が望次第に調達おし、丁寧に取扱はしめたりとぞ、いよいよ切腹と極まりし當日、監物家來より今日の公儀より御役人様方御出張に相成、御用の筋有之由にひえ、御入湯おされりて然るべくとせしに、修理の拙者豫てより入湯と好みやすねば無用ありとの挨拶あり、既にして檢使も來りしも、又もや監物家來より御用の筋手間をいはいはんはかりがされければ、御食事おされりて如何と尋ねければ、いやく只今の食事の望みおし、後程たべやさんと答へしとぞ、これ全く精神錯亂せしめる、斯く申論せしと雖ども切腹せることありとの思ひ察せざるあり、家臣の又修理が餘りに亂髪おさればと結んと、取上げに掛りしに、殿中にて自身髪と狭み切りしも多結ぶことありがたく、是非かく此段檢使の御目付方へ達しし所、其儘にて苦しからむとの

城守出頭及び左の如く仰渡されり、

板倉修理儀切腹被仰付い、此段細川主馬へ可

被達い、(主馬の越中守の弟)

猶口上にて右の段家中の面々へも申渡さるべしとて修理へ仰渡されし書付とも添て賜はりければ、山城守退出の上斯くと主馬へ傳へ、乃ち其晩大書院へ家中の諸士と呼出し、長岡監物より修理切腹の段演達に及びし所、一同之に満足して憤怒と散じけるが、さかひ板のまゝなるにや此夜より上下のものども別して悲傷に打沈み、ひつそとまづまりしとあり、扱又修理の家老加藤宇左衛門、木家板倉周防守方にて吟味に及ばれし處、其罪狀の趣に、修理事病氣未だ全快に至らば、諸事がさつに相見えに付、全快までの登城の勿論他出等無用とるべき段、佐渡守(板倉)より急度其方へ申渡置い處、修理の旨に任せ、同役どもへも不申聞其方一存と以て供廻等守付登城致させし段、不調法の至に、畢竟其方了簡違より此度の次第にも及びし段不届至極ありとて、終に切腹と命せられり、

又八月十五日殿中當番の坊主衆一同預ケとあり、吟味に及ばれし所、越中守と便所へ案内して逃去りし星野久徳の御扶持米と召放され、山田清喜吉田

佐外四人の勤同等閑として急度叱て付られ、是にて一件悉く落着に及びたり、

正誤 十三、十四兩日の淺史餘録板倉修理刃傷頼末記事中一生田又助貴書の内容を「とせ」の行

板倉修理殿中刃傷の頼末の既に一件落着に及び其局と結びされども、尙ほ細川侯の封國たる肥後熊本の士民が、其凶報に接しざる當時の模様を就き、侯の家臣某が熊本にありて見聞せし筆録の大意を摘載せんに、抑も江戸表凶報の初めて熊本に達せし八月廿六日午の刻のころにて、最初の唯江戸大火にて大城までも焼失せりやと誰云ふともかく風聞ありしが、程なく大火にてのなく殿中において大喧嘩あり、大小名中にも手負の方々夥多ありと云ひ觸せり、斯のいか様江戸より早打の來ると見て、其事柄と想像して大火と云ひしが、後に殿中の騒動と漏れ聞て斯く云ひはせしやらん、併し當太守の御身の上の事にありとの心付ざりしあり、然るに太守に御手紙を負はれ重き御容体ありとひそかにささやきける人々あり、未だ其虚實の定かからず、まことに夢の心地してけり、されど心元なく思ひければ、あまたこたたと問合せけれどもたしかあること承はらば、翌廿七日の朝にいたり御披露ありて、御家中一同承知し奉りたり、御相手の板倉修理とすもの亂心のよ

し、公儀にて召捕はれいとばかりあるも、おはしきこと承はりさくと、手寄くはに役々の方或の御支配頭の宅におどつるゝにて、東西に馳遣ひ南北に馳廻り、又知音同士の互に所存の程打かたらひとある等何となく人心騒りあらざる模様ありしが、程なく右御手紙にて太守様御逝去遊ばされしとの告ありて、御相手の成行の如何とも相分らば、斯の口としき次第ありと、はやりとのわかもの共の今にも出さんありさまあるに、頭々よりかたく制止を加へ、兎に角御家老よりの御下知と待て然るべしと無理に押鎮めおさける内、廿九日に島津家早飛脚の通

りて、當太守様にお殿中において重き御手紙を負はせられ、御生死の程の存じずさば、其事につき十五日の夕方江戸表と出立いたし、細川様の御一方右次第御人数差出さるべきかと手前屋敷をさへへた混雑にていへば、此方様御屋敷の儀を察し奉りし勝々の諸大名御小身の方々に御人数御用意有之し、主馬様に只御一人早馬にて御通行遊ばししとたしかに見受奉りいひしと語りける、是と傳へざる家中の諸士、扱ひ御相手安穩あるを御屋敷より御人数と出されしやらん、遙かに隔りし所かられり事の間都合ふべくもあらざれども、いかで此

にてあるべきや、御相手の成行知れぬまで成るべくごけ罷越すさんと其用意する人もありけるが、此頃御家中至て逼迫せしめる、路用等儀に調へがたく、思ひくは其才覚に奔走するや中より以下のものいささりに騒ぎける、然るに御役方にては退々江戸表よりの注進にて、將軍家より度々の御上使、殊に御懇の上意と下し賜はりし模様も承はり居り、大抵其成行もはかり知られ、やがて御相手御仕置の御沙汰もあるべしと、御備頭とはじめ其餘の頭々にも其子細と傳へ、わづかに諸士の憤怒と押へ置き、今やくと江戸表の御左右おそしと待つばかりあり然れども諸士の寄々額とあつめて種々に語り合ひしが、中にも御備四番組平井空之允組の番士の悉く一致して申談じ、たゞ無益の事なりとも一日路二日路にても罷出、次第によりて江戸までも押行せざるん、在府諸士の覺悟の兎に角我々こゝにて、存意と果さずして止むべきやと、既に組頭に語り訴へけることとさすべくにすなだめ、御家と大切に存じお只と管公裁と仰ぎ様便にて罷めるこそ今の忠義ありと諭し内、修理どの御仕置の注進ありて漸く静りたり、然るに此騒動の隣國並に上方筋までも聞えいひし歎又の推察にての浮説あるにや、中國路伊勢路をぞの

肥後より夥しき人数のぼるべくとの風聞にて、道中筋諸色俄かに高直にあり、第一草鞋拂底も旅人ども大に迷惑せしよし、播磨路邊にて既に安藝備後までも肥後の人數到着せりやと云廻り、驛々の噂の次第に大袈裟にありしとぞ、右の頃筑後より上方に滞留せし商人急なる用事にて本國へ歸らんとて山鹿町に來りての咄あり草鞋一足と錢百文にてやうく求めたりと、又肥後の高瀬町より勢宮せしもの歸路にて見聞せし越も大概同様にて、是もわらんじにこまりると聞えたり、

●細川銀臺侯事蹟の概畧

後 生 余の前回既に板倉修理の殿中刃傷一件と掲げ、以て細川越州侯の横死頼末と評にせり、而して今又銀臺侯の事蹟と以て之に繼ぐ、侯が越州侯の舎弟にして其遺封と襲ぎ大に國政の改革を行ひしが如き、前後相關聯する所あるに由れり、然れども侯の細川家中興の明君にして其在位も亦三十有九年の久しきに互り、言行治績の類を録すべきもの尠からばと雖も、一々之と掲げ立んも餘り長々しく、徒らに讀者の倦厭と致そに過ぎざれば、其中の著大なるものに就き侯が施政の概畧と掲げ、餘の悉く之と省畧せり、



三核正して二儒の夢を夢見る

侯初の名の紀雄、前越中守宣紀の次男にて幼名と六之助と稱し、後民部又主馬と改む、延享四年八月十五日舎兄越中守宗孝殿中にて不慮に重傷を負ひ遂に逝去して男子おかりしかば、乃ちその遺封と繼で越中守と稱し、九代將軍家重公より名の一字と賜はりて重賢と改め、後從四位下の侍從に叙任し左近衛權少將に拜任せられり、

後周生曰く、侯の邸江戸白銀臺町にあると以て、時人之と銀臺侯と稱せしとぞ、  
侯襲封の當時昇平日既に久しくして國家弊政多し、士風萎靡して振はせ、且比年天災ありて財用困難あるに、搦て加へて此度の凶事又の代替の諸人用等莫大ありしかば上下の困窮殊に甚しく、疾も疾く之と矯正せんとの意ありと雖もいまだ輔弼の良臣と得せ、いかで然るべき人物と求め家中の仕置とも任せんものとおもひ煩らひし餘り、近臣の内にて竹原勘十郎といへるものよりづに篤實あるより、ひそかに其意と打明しければ、勘十郎畏て予様、某の御座あるまじく、御任用候は必定向に立つべき人物に候間、速に御取立遊ばされ御仕置向とも仰付られ候様致したくとせしめけり、然るに侯の豫

てより平太左衛門に快よからぬ事のありしうら踏踏していまだ決心せせ、或日又之と親臣某に諮ひはかりしに、某の別一人とせしめり、侯も内々心にそれと思ひ居りしものも大に喜び、早速之と取立んと思ひたまひし折から、勘十郎御前に罷出先日申上置ひし平太左衛門儀のいかゞ遊ばされしや御選滞の段然るべからせと申上れば、いやとよ吾の某とこそ取立んと思ひしもの、今日まで沙汰に及ばざりしとのたまひけると、勘十郎聞て色と正し、其の以ての外儀に、是非平太左衛門と御取立遊ばさるる様にと之れと強ひければ、侯乍ちに氣色と損じ、突と座と立て奥に入らんとせけると、勘十郎其裾に取らり苦諫再三に及びければ、侯遂にさどる所ありて平太左衛門と取立て用人とせし、後に大奉行とて諸政總裁の役と設けて之と平太左衛門に付られ、國政と舉て悉く委任したまひしが、果して其功績と顯はし國中大に治りしとあり、  
此平太左衛門の初め祿五百石と領し、先代越中守の時勝手方諸人用と司どる役柄ありしに、其頃侯のいざざ部屋住にて万事不自由がちありしもの、諸役人とも相談にて内々御用と辨じ御不自由なき様にしてまゐらせんと、此段平太左衛門に相談しければ、平

太左衛門承引せせ、當時御物入多の折からと云ひ、御厄介の御身分として御入用多の殿様の御ため然るべからせ、成るべく御質素に遊ばされはでん成りがさし、拙者儀の殿様へ御内々に御入用の御世話も致し、御存じもよらせと取合せ、侯も是非なく不自由と忍ばれしとあり、加之平太左衛門の御入用の事にて意見と申上るとたび／＼ありしかば、侯にも殊の外之に迷惑たまひしとぞ、去れば侯御家督に立ちたまひし後、平太左衛門こそ必定首尾あしかりんと人々評しあひしが、左の如く重く取立させ、祿も加へて三千五百石と下し賜はり、つひに家老にまで列せらるるに至れり (未完)

侯の國政に改革を加ふるの蓋し漸と以て之れに従事し、敢て急激あらざるがごとく然り、而して其改革第一着手の新令として、襲封の翌寛延元年六月初めて熊本へ入部せし時家中へ諭達せし所のものあり、其重なる要旨の則ち言路の壅塞と開通して上々阻隔の精弊と洗除し、家臣と戒飭して節儉と行ひ、財政と整理して民費の負擔と軽減せしめんとするにあり、其言辭の抑損切實ある以て侯が改革の方針と其精神の如何とを窺ひ知るに足るべきものあり、即ち其原文と左に抄出せんに云く、

一我等入國以後家中一統に解怠なく勤め段進々見聞に及び尤に此事  
一諸事清廉に取計ひ可申段の先代よりの趣の事に、然處近年々々不直のともからも有之差通しがたき儀に付其段申付、此儀人の撰びよろしからざるの我等不肖に候や、又の役頭／＼の依怙最角我欲の筋専らにて申付置る筋道たがひ故未かたのもの迷惑に及び候えども、末方のもの役頭と恐れ是非なく訴へ出せ、第一我等のために相成りさせ、依之此以後輕輩なりとも志有之もの、其人の高下によらせ、支配／＼まで存寄書付封印と用ひ差出可申、國政の儀の我等存念ばかりにても不相行候、貴賤一和と以て治國に至り儀に候、何れも相考／＼候事、  
一當時勝手向あしかりに付一國の撫育叶ひがたき程に成行、政務も心の儘に届兼候と相考候處、畢竟諸士の數年の上知、蓋諸士の祿と減じ、侯家の費用に充てしからん、百姓の先納課役、又在役人共(郡代代官の類)に無益の物入等多く、町人の度々懸り物にて(用金の類)つひ／＼も有之候故り、年々衰弊に及ぶと存候、然處諸士未々まで

初夢初合

僅の渡方と以て當時まで恙なく奉公相勤ひ段、  
家久しきものどもとたのもしく満足せしめ、何  
ぞいづれも勝手向少しありとも甘き様にて  
しとく其段役人どもにも付、我等も工面せしめ  
いはんとも、何れも存の通連々の差支に手取米等  
もるめや儀叶ひがたく苦惱の至に云々(中略)  
一右の通不渡方の當時ながら、家作屋敷まはり何と  
ぞどりあらしやさせ時節おほりいせで可かりに彌  
彌取つゞき可申いと、其内にもよろしき衣類と着  
し、又よろしき音信贈答を致し、輩も有之不都合  
に相見え不審に存し、我等目通りに罷出いとて  
衣類改めいひに及ばざる事に、困窮の内にも文武  
の心がけ忘却無之様いたしなく存し事(下略)  
當時肥後一國の士民の困窮せしこと既に侯が此新令  
に觀て知るに足れり、侯の銳意之を救済せんと率先  
して自から儉約を行へり、銀臺遺事に記載せる侯が  
衣食住に於ける一斑の則ち左の如くあり、  
殿の御服の料のそべて吳服所にて撰て上の品と奉  
らざる定かりしと、君の御時次の品とせらるるべ  
きよし仰せ遣はさる、君常に細木綿とのみ召し  
ける御年老たまひ御病さへつきぬれば、人々い

さめやてやうく世の常の編をいふたぐひと奉  
りたり夫も垢つけばあらはせてめしけり、  
ある時關東にて御身にひとしき大名二三人ども奇  
ひ給ひて、君の別荘に遊びたまひしに、餘所のわ  
りこのさまのものを取またらめてさらしかりし  
りしに、君の側(二品)焼味噌と香の物ありけれ  
ば、扈從の者どもいかんせんかどいひわひけれ  
ども、俄にいせんそべあくて其儘まゐらせりし  
に、君の露はぢらひたまふ氣しきもあし、やがて  
まろうどたちわりこどり出でもてあし給ひけり、  
夕さり歸らせ給ふ道ながら、扱も今日の客人たち  
の御もてあしにて味よきものたうべていかり、さ  
りながら今よりかゝることいしと止たまへか  
し、われらも人も家の子郎等あまたもちていへば、  
かやうの事におこりと退けてこそ心よく扶持とも  
まひはめとぞ宣ひける云々  
國主の常に居たまふ所におほひね金銀とのべる  
に此殿のありさまこそ思ひの外あり、壁と襖と  
ひささる紙ともてはらせ、疊のへりも流布を用ひ  
らる、欄間をいふ所にも雲閣水紋かどと彫らそ  
る事常の事なると、爰にのちの竹と問ははに打せ  
り、一とせ江戸龍の口の屋形焼亡して新にいと

あませられける時、客殿の柱をいふしき材と  
えらみ用ふべしとす者ありしと聞し召して、たゞ  
堅固あらんこととおもふべし、みだてのうつくし  
からん事とおもふべしよからぬ事ありとて、其えら  
みやみさうり、(未完)  
侯國政と改革するに及び、封内の田畝と丈量し、荒  
蕪と開き墾田と起し、桑麻楮楮の類と勸植して、殖  
産興業の基源と養成せり、殊に養蠶の如きに至り、  
家老以下の妻子までも皆之に従事せしめ、一家の衣  
服の皆其手に紡織するに至れり、侯が斯く節儉力行、  
自から模範とかりて施行せらるる所の命令に、肥  
後十四郡の士民靡然として之に服従し數年あらざし  
て上下一般の勝手向も漸く餘裕と生るるに至れり、  
乃ち衣食足りて禮節を知るの時に際を、是に於て  
侯則ち熊本城中に時習館と東西樹との兩場と設置し  
家中の子弟として文武の學業に就かしめ、以て人材  
を養成し、是が登用法と定めり、侯在封の時親  
しく時習館に臨みて教頭以下の講義と聽き、又東西  
兩樹に臨み武技と聞して之を奨励せり、是より熊本  
の文學大に起り、武備も亦充實するに至れり、此頃  
黒田侯の儒者にして龜井道載といへるもの肥後に遊  
歴し、其見聞録して云く

秋山儀左衛門元來豊後國鶴崎の醫者あり、鶴崎  
の肥後領分の地あるも醫學修業として熊本に罷  
出居れり、儀左衛門學識ありて詩ともよく作けれ  
ば、侯召出して三百石の祿とたまはり、毎日御前に  
召され會讀詩會講釋等仰付られ、江戸にも毎々  
召連られ甚だ寵愛と得たり、儀左衛門元來田舎人  
にて身と自由に持たしむる事なれば、窮屈に存せ  
べしとて随分自由にいたとて、旨仰渡され、且酒  
と好みし故人詰所に格別とて毎日酒一升づ  
つたまはりしとあり、其後家中専ら學問に向ひし  
故儀左衛門と御相談あされ稽古所と立たまへり、  
(即ち時習館あり)其頃片岡善次郎と申せし儒者も  
元來陪臣ありしと、俸祿とたまはり直勤に仰付ら  
れざる人あり、同人年老らざりしが、是も會讀を  
に召れざる人あり、甚だ寛かある生付にて、毎々  
刻限と誤るに、侯の既に着座をされ待せられしこ  
ども多かりしに少しも御答もなく、一日殊の外延  
引して晩方まで待せられしに、善次郎漸く出勤し  
ければ、是の以の外不敬ありとて、人々皆恐れ入  
りたるに、侯に何の御憤もなく、今日の殊の外  
待こと久しかりし、定めて餘儀をか暇入ありしか  
らん、最早暮に及びされば今日の會讀の相止むべ  
しと仰せられざるのみにて、後日に何の沙汰もあ

かりし由云々、  
右にて侯爵學者と優待せらるると、其の深く學問と好まるゝとの一班と知るに足れり、又道齋が時習館兩樹の組織と人才登用の方法とを録して云く  
肥後學校の起りて秋山儀左衛門が取立し時、時習館として至て小き事ありしが追々建廣め、儀左衛門歿後茂次郎學頭として急任組と立、只今にて文學武藝算學天文手習方まで皆々學校にて仕立る故、家中の人學校にて稽古せざる者一人もなし、右の通學校と諸士仕立る所に致しざるも至て重き法とたて、物頭(校長)と家老の職として

役名と總教と云ひ、學校中稽古人の賞罰黜陟と掌り、並に師役の面々願等と承る、其下役に學監として六百石以上の二人にて相勤め、學校御目付と稱せ、學頭と同階あり、學頭は文學稽古人の精不精才不才と吟味し、學監は武藝稽古人の精不精と吟味せ、この兩人大役あり、其外文武の諸師役人大勢相詰る、稽古人數の文學の方ばかり承はりしに日々三百人程これあるよしあり、稽古人吟味の仕法は、諸師日々稽古人精不精才不才を考へ置、年の終に封印と以て文學の學頭、武藝の學

のものゝ職ありしと、職の大切の事あり萬一之を誤らば爲めに無辜と殺その冤ありと、更に其職班を進め上士と以て之に任じたり、又肥後の刑律は追放死罪の二つに止りしと、侯堀平太左衛門に命じて新法に徒答の二刑と設けしめたり、徒刑は即ち今の懲役の如く罪囚と使役し、其工賃を積み放免の時之と賜與し、以て改悔正業に復せざるの方法あり、平太左衛門が撰定せし新刑法の序文に云く  
舊に死刑追放の二刑在て、盜者の初犯と専ら追放に行ふ、郭外方幾里或は畿郡と限り禁錮遠近の差別ありて、一旦懲罰に似たりといへ共、禁以外にの地にて衣食の便りと失ふこと彌切されば、縱令逃と檢せんと欲せざるも飢寒に堪へざるの憂已むこと多く、盜賊遂に復生し所在の地の害とある、此の如くある者何と以て懲と懲し何と以て害と去らんや、唯一國中に於て害の所と懲とのみ也、(中略)初犯の死と宥め、再犯の死に處し、其差ありといへども已むこと得て再犯せしと死刑に處し時、則ちこれと罪に陥して殺せしに似たり、斯の如くされば其罪戻彼に非せして是にあり

監に申達せ、學頭學監封印と開き得と考定して其の書付けと總教に達せ、總教は考定して來年正月開講の次手出精のものに賞美と賜ふ、振群の者あれば君聽に達し章服金銀を賜はり、不精のものに輕さの叱り、重き稽古さし留らる、過て改る時諸師の言上と以て舊に復せ云  
能本の選舉の仕形殘る所なく吟味盡く様に能々氣と付する者あり、其仕形の先任官とる者の上下に限らず皆々學校に通ひ、稽古せぬ者なき事あり、其人柄の正邪器量の大小稽古筋の事出精も不精も、學監學頭の手前より書付と以て一々分明に擧の役所に届る様に致しするものあれば、仕官の面々の上下に限らず擧方の役所に何某の如何ある人物器量、何事と稽古せしめる者、何某のケ様と一々に記しある事あり、されば後儀とや付る時直に詮議出来るあり云々、  
侯の又醫學と建設して再春館と號し、醫學を研究せしめ、之に伴うて藥園を設け番滋園と稱し、遍ねく和漢の藥草と培養せしめたり (未完)  
侯の又頗る意と刑法に用ひられたり、從來肥後に罪囚と糾問せしものと穿鑿後と唱へ、至て禮と徒

右序文の意味にて侯が新刑法と設置せるの精神と知るに足れり、是より肥後の遂に追放の刑と廢しよりとぞ、又平太左衛門が答罪と撰むに當り、自から答と以て我が身に試み、其痛疼の程合と考へて其答數と定たりとて、龜井道載の見聞録に見えたり云く、  
筆との罪人と打つむちあり、彼國(肥後)に筆刑とて至て輕き罪人と一通り此て以後の懲しめにあらざる故、筆にて打ち耻辱と示し様にしするものあり、先年右刑法と始め給ひし時、平太左衛門役人に付筆と作らせ、出來せりとして持參しけるに平太左衛門若黨に付、其方力一ぱいに打つべしとして自身肩と腕ぎ出してけるに、若黨憚る色ありしと、扱も付る事と背くやと叱られ止むことと得て力一ぱいに打ければ、平太左衛門其痛さと考へ、筆の數と極められしとあり、是事彼方の儒者同所に參りし時、折節其座にて直に見るよしにて感の餘り物語り、  
扱又其徒刑の模倣と録して云く  
徒刑との輕き罪人遠島追放をせに於るべきと、或は一年或は二年三年と極め牢に入置、城の普請溝さらひをせ、或は米と搗せ或は薪とわり或は細工をせとさせる事にて、古來より唐土にて取行れし刑あり、肥後侯改制以後右の徒刑と始めたまふ、

其仕法の罪の輕重定る上牢舎と付、輕罪の一年  
重罪の三年に及ぶ、右の罪人の眉毛を剃り前髪と  
たて、誰見てもえれる様に仕置、取出し召仕ふ時  
紺色の上着にて、是も一同に目立様にあし、足  
輕支配して朝牢より出し普請場へ連こし、終日働  
かせ暮方に連かへり又牢に入る、毎日右の通りあ  
り、備右の罪人の毎日米一升と賜はり、内五合の  
食に残して、五合の公儀にあづかり、其内にてび  
ん付草履の類も辨じ、其残りも溜置て罪人年數み  
ち半と出る時、積りて何程と算用し錢にして其者  
に渡したまはり、町人おれ、町方役人、郡の者お  
れ、郡代直に呼付、以後と急度相つしみすべさ  
よし懇にす付けり、右相渡さる錢僅かの事ながら  
出牢の節相應の遺錢とあり、三年も掛て全く勤め  
るに有付の本手ともおれ、恩恵とかんじ罪と  
悔るも人柄と改むるもの多しとあり、且十人に  
一人の今一年牢舎被仰付たくと願ひ、其通りにし  
てやはり召使はるもの是るよし、面白き事あり、  
扱又了簡遊ひして普請場より逃失さるもの、何  
方にて其面体とえりし捕へ出して牢の前にて刻  
者に行ふとあり、彼國に遊びし時、遙り先より總  
髪にて一様に立出立もの大勢來る、同道の人に彼

角力士と見えたり、何方にこれあるやと問ひしに、  
同道の人笑て彼、即ち徒罪の者あり、如何様普請  
場へ連越せにてありけんと言内、遙々近寄見れば、  
成程足輕と見えて刀とさしする者一人先に立て參  
る、右罪の者の繩ともかけせして手放にて十八あ  
まりかたさしの跡に付て通りけり (未完)

侯の國政と改革せし概畧の前回既に之と掲載せし雖  
ども、猶其能く人才と任用せられざる一斑と擧げん  
に、寶曆五年六月朔日より九日に至るまで連日の大  
雨にて肥後國中の諸川溢れ、今にも堤坊の潰裂  
せん々と人々氣遣ひ居る折から、葦北郡瀬戸石山  
崩壊して玖摩川と突塞ぎしり、半時ばかりにして水  
量一時に増加し、乍ち溢れて八代郡萩原の堤坊十餘  
町と押破り、田畑家屋と押流して人畜の溺死せるも  
の實に無算ありし、當時侯より幕府へ届け出さる損  
耗の概算に、田畑三十餘方町歩にして其石高二十  
三方餘石あり、此時侯の拔選して堤坊修築の奉行に  
任せられし稻津彌右衛門頼勝の事蹟に就き、銀臺遺  
事及び道載覺書等に據るに左の如くあり、  
洪水漸くに落けれども、茫々たる曠原とあり、  
又も雨ふり水かさましきんに八代一郡のもの  
のみ魚の餌食と成ぬべし覺えける、されば此堤

浪風船人の招き  
及し林河子  
と並り

(萩原)とみやかに築かぞんばあるべからせと老臣  
評議せり、抑も此川(玖摩)の世に聞えたる大川に  
て、まかも玖摩の高山より落ち來る流の急なる事  
矢といふごとく、萩原の堤のその的にぞぞらへ  
されば是と築きとめん事又かき大事あり、前の國  
主加藤肥後守忠廣朝臣の時、加藤右馬允正方とて  
文武兼備の老臣が心力と盡して築立し所あり、今  
の世に正方はどのものなく、いかゞいせんと安じ  
頼ひ評議區々ある折しも、稻津彌右衛門とて郡目  
付ありけるもの之と聞き、その正方とてよも鬼神  
にてもあるまじく、同じく人からんに何條でさ  
ぬ事のいべきと云へり、此彌右衛門の文盲にて目  
に一丁字も讀得ぬものおれども、才器ありとて  
郡務と司さぞらしめ給ひけるが、侯其言と聞きた  
まひ、實に言葉に耻まじきものおればとて擧て普  
請の總奉行とあしたまへり、彌右衛門やがて大小  
の番置と數多まつらへ、破損しける場所の百姓ど  
もと呼集め、男女老幼と問はせ土と運び石と負は  
んものにはみち賃錢とせしと命じ、そおは  
ち男の上には錢百五文、中八十四文、下七十七  
文、女の上八十四文、中七十七文、下五十六  
文と定め、日々に之と與へければ、われもくと

つとひ來る男女數萬人、彌右衛門晝夜の差別なく  
駈廻て差圖と加へ、日からせして數十町の大堤と  
築き立たり、此時窮民ども彌右衛門と神佛のごと  
く尊みて有難がり、歌と作りて謳うて云く、  
稻津さまの神り佛り、死ぬる命と助けやる、  
此工事果して後侯殊に歡ばせたまひ、彌右衛門とめ  
してさまへに恩賞賜はりける、或時の御酒宴に  
候みづから此歌とうたはせたまひて彌右衛門が功  
と稱美し給ひけると、彌右衛門傳へ聞て泪とこぼ  
して有難がり、老後までも是と思ひ出で、およそ  
侯の臣さるもの此にみちくさるも、まさしく其  
名とさまとよばせ給ひしものおそらく我等一  
人のみからんと人々にかたりてよろこびしとぞ、  
侯の賢明ある既に此の如し、是其治績の後世に著し  
き所以あり、凡そ始ありて終なきもの古今の通常お  
れども、侯の終身其守る所と失はせ、即ち天明五年  
逝去せらるる時の言に徴して知るに足れり、云く、  
明天五年御所勞いたく重らせられおさふしにも左  
右に扶けまらざるころ、御寢所の疊やぶれて御  
足にさはらん事のうたてければ、とりかへんと近  
習のものども云ひ合けれども、爾うさんにはよも  
ゆるし給はじとて、用所にましませし程その疊ひ

さかへりしと、御歸りさまに見谷め給ひ、誰か  
のかゝるよしなき計らひとせしとて、以の外御氣色  
と損じ給ひたり、折ふし堀本一甫老人あたり侍  
はれけるにむかはせ給ひ、いかに一甫是みられよ、  
疊のやふれさりとて何りくるしかるべき、吾常に  
費とはふきつると近習のものども心得ずして、や  
やもそればかりふるふるまひとせることの口惜さよ  
斯く云は、餘りに吝嗇の様にあらんぞれども、  
我一生のほどかばかり心をつくしさればこそ、  
此ごろの凶年(天明飢饉)にも領分の民ども餓死と  
もさせざりし云々、

侯の天明五年十月廿二日と以て卒せり、右の言の則  
ち其前九月の事ありとぞ、蓋侯が終身已に奉るるの  
儉薄あると、民と愛撫するの如何といふ是と以て察せ  
るを得べし、去れべこそ封内の百姓等、其恩恵に感  
じ、殿様祭と稱し、一歳に一たび之行ひ、各其業  
と休み酒餅を作り、神に供する如く家々皆之と飾り、  
歌舞して侯の萬歳と祝せしとぞ、嗚呼侯の如き明君  
の徳川氏三百年の治世中能く幾人あり、(完)

るまよとせしぬ糸毛云々

海 西方より北南へ次第に御取巻し、先御旗本に  
九州島津並に大友、中國同吉川・小早川、房州里見、此  
外都合其勢五萬餘、右陣に長谷川藤五郎・初柴左衛  
門尉・池田三左衛門並に海賊衆(水軍の稱)九鬼大隅  
守・脇坂中務、右の陣に差次で長岡越中守・津の侍從  
次に浮田宰相次に近江の中納言・御手の衆中村式部  
大輔・堀尾帶刀・一柳伊豆守・山内對馬守、次に大垣少  
將殿次に松ヶ島の侍從、次に内府(信雄)・御家中衆澤  
井左衛門尉・天野周防守・土方勘兵衛・初柴下總守、次  
に家康家中拙者・酒井宮内大輔・石川左衛門太夫・井伊  
兵部少輔・松平周防守・牧野右馬允、次に東南海賊衆間  
宮小濱都合三萬餘・漕浮べ、波上陸地と成て見渡し、陸  
地も御陣取虎口際より後陣まで其厚さ廿四五町、  
其薄さ十七八町、早川口湊際より東南陣まで寸地  
尺地も透間なく御圍み、旌旗指物色々様々風に翻  
がへるありさま、吉野・醍醐の花紅葉も萬々物の數に  
もあらず、其繁さこそ稻麻竹草にも及びがたく、敵  
味方鉄砲の音利那の間鳴止む間なく、數と揃へ打  
込し時、百千の雷の同時に落しりと疑はれ、上へ有  
頂より下へ那羅俱の底までも鳴響くかと驚き、味方  
も肝と消し、城中のものども殊に女童の左こそ啼  
き悲むらんと推量せられ哀れに、まづ上様(秀吉)

榊原康政加藤清正に贈りし書簡 後 淵 生

左の書簡の、天正十八年豊公小田原征討の時、徳  
川家康の家臣榊原康政より、肥後の加藤清正に答  
へたる征討軍の舉動及び小田原陣中の模様等と詳  
記せし所にして、當時の實況に於ける頗る見るに  
足るべきものあり、但し書中蠹食して字体の分明  
からざる所あると以て空圖と施し以て之を填補せ  
遠路御札本望之至に、仍て家康へ御帷被進一  
段祝着被存し、能々相意得可申入之旨、並に  
我等方へ御帷送給ひ、毎度御懇意の儀ども、難  
申盡し、然る當御陣の様子聞召させらるべくと雖ども、  
御望の由の間拙者見及び分大概書立進之し、ま  
づ三月廿七日伊豆境より沼津に至りて御動座、二十九  
日の寅の刻御出勢、當日の午の刻はじめに山中の  
城近江の中納言(秀次)一手の御人数にて片時の間に  
被乗取、敵五六百被切懸し、其競と以て一日の間  
に足柄竹の下始として城十二三捨逃し、卯月一日箱  
根被越山、二日嶺々谷々御陣取、三日小田原へ押詰  
られし、抑小田原の城存の外構廣大に、東西へ  
五十町南北へ十八町、廻り三里、西の〇〇、東北田

御陣城の西の高山頂上十丈餘、〇〇築上げ、  
〇〇敵城と足下に御覽、〇〇御屋形造の様体其廣  
大成ありさま、凡そ聚樂大坂にも不劣と相見え、其  
外一手々々陣城と構へ天に輝く天主矢倉の白壁、陣  
屋々々悉く塗籠、小路々々横壁に割り、或は魚鱗或  
は鶴翼、山川の地形〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇竹と  
植草花と集め陣屋もあり、野菜と好み茄子・大角  
豆・蔓草と作るもあり、總て色々の植木書院数奇屋目  
と驚し、大道の東西へ互に十騎二十騎往還の馬の  
足音物の具の聲二六時中鳴止む間なく、又日本の  
商人集り來ると見え、國々の名物津々浦々の魚肴  
唐土高麗の珍物京境の絹布一として賣買せざるあり  
く、京田舎の遊女棟と列ねて小屋と掛け、〇〇〇〇  
〇〇扱又御兵糧の千石二千石の大船一萬餘艘、小舟  
三萬餘艘にて運送絶間なく、陣中一日も貧しき  
事なく、然る此御陣中に於て生涯を送りしとも  
退屈あるべくとも覺えず、因茲彌勇力と勵まそ  
もの也、隨て卯月一日相州玉繩の城明渡し、城主北  
條左衛門大夫剃髮染衣の姿と成し出仕す、(未完)  
其後伊豆の國下田の城主清水上野指籠りし、是も  
頭と剃り命と助け城差上す、北國出勢の事羽柴肥  
前守(前田利家)長尾喜平次(上杉景勝)始として、信

州蓋田真田都合其勢五萬餘、上野菅井の麓松井田の  
城押寄、是も壁を破り堀を埋め、精銳は大導寺  
即降参予命と助け、次に武州岩付城淺野正殿大  
將として、水村常陸介並に家康家中本多中務鳥居彦  
左衛門平岩七之助都合三萬五千押詰め、曲輪三四  
乗破れ、中一日持耐へ、五月廿二日に明渡し、  
爰にもつあはれと留め、彼城主太田十郎(氏  
房)妻子男女とも擄り、其外千餘人の士共女子召籠  
り處に、子の母に取付、母の手の引泣き悲む  
りさ、心なき野人も袖とまはり、武士も籠手とぬ  
らし、由飛脚再三到來し、此外關八州小田原籠城者  
どもの妻子悉く召捕り、悲しむに不足し、其後同國録  
形城に、氏政舎弟北條安房守(氏邦)楯籠り、小國の  
八數(徳川氏の兵)並淺野人數等押寄り、即降参予  
六月十四日明渡し、又同國忍の城へ、關八州出羽  
奥州の諸卒、常州佐竹結城都合三萬餘騎押寄、水責  
の支度い處に、種々懇望す、間程有間敷、依之東  
國の名城十四五其外の小城當座の足掛は城數六七  
十、或は捨逃或は明渡、命ばかり御代言す、然る  
處に伊豆國韭山の城に、北條美濃守(氏規)楯籠り、  
責衆福島左衛門大夫戸田民部大輔蜂須賀阿波守佐

賀侍都合五萬餘、百日の間晝夜手痛責いと雖ども  
于今堅固い、然而家康年來の因不殘い間、城と指上  
尤も由達て異見被申し間定て是も程有間敷い、去  
程に氏直父子北條時政後胤として(氏直が北條氏政  
の後胤との誤説あれども、早雲以來斯云ひ做せし  
のと見えさり)年久しく關八州に威と振ふ程の〇〇  
も、〇〇箱根山の切所と被越時一合戦の無心  
地、せめて一夜と打程の行なく弱々と籠城、窮運と  
乍申餘り言甲斐なき有様に、古長將の言にも  
合戦の負の似耻非耻、唯可戰處にて不戰と爲  
耻の由見え、此等と不被爲存い哉、將又今度總  
官軍の者ども二十万有餘と被記し、關八州出羽奥州  
までの士卒一人も不殘出仕す、西國北國の諸士依  
障運參の輩追日參陣い間、今都合其勢五十万有餘  
と被記し、神武より以來かゝる不思議の御威風未  
聞ざる所い歟、此体にはは異國までも可有御隨  
い事案の中い歟、猶進々御書左右可申入い、恐惶  
謹言  
寅六月日  
加藤 主計頭様 御報  
榊原式部大輔 康政花押  
後淵生曰く、右書簡の如き長文にして事實と詳録

山陽梅屋竹洞  
の  
山陽梅屋竹洞

せしもの稀に見る所にて、史家の以て引証に供  
せんに、實に貴重の文書と謂ふべし、唯惜むらく  
其原書と得ず、或は傳寫の訛誤をさと保せず  
又左の文書の北條氏直出陣の時秀吉より附與せら  
れし所にて、未だ世人の見ざる所あるべければ、  
此に掲げぬ、  
當城立籠り人數大將の事不及申し、下々まで  
はし殺しにさせらるべしと思召し、其方一人罷出  
是非腹と仕はん間、所勢被作助は、可忝旨や  
い由羽柴下總(雄利)黒田勘解由(孝高)兩人懇致言  
上い、其方予様神妙ある跡被感思召し、御法度  
無之い、命の儀被成御救度被思召候之共、御  
法度の儀い間無是非い、但親い氏政並陸奥守  
(氏照)大導寺(政繁)松田(憲秀)四人諸行にて表裏の  
段間食御届い條、兩四人に腹とさせ其方儀の被  
助置度被思召し、是非兩四人可被相究事可然  
い、今日罷出儀の感入思召し、外聞の儀い天  
下へ御請い問心、安存い、爲其如此被仰出  
い、又御自筆の御はしがさるべくい、是非四人可  
然い

七月五日 秀吉  
朱印 (完)

榊原家高田移封一件 後淵生  
播州姫路城十五萬石、維新前まで酒井雅樂頭の領  
分あれども、其以前の榊原家の領所にて、即ち榊原  
康政の孫式部大輔忠次はじめて此地に封せられし  
り、政房政倫政邦政祐の五代九十餘年間襲領せし  
と、式部大輔政岑の時寛保元年十月不行跡の罪に座  
して越後高田に左遷せられたり、當時幕府よりの沙  
汰書の左の如かり  
十月十三日、左之御書付と以稻生下野守能勢因  
幡守(大目付)榊原七郎右衛門榊原大膳(二人共に  
被仰渡、式部大輔宅へ四人罷越す渡す  
榊原式部大輔  
右者不行跡之趣被聞召しに付て隠居被仰付  
い、急度慎可罷在い、家筋被思召しに付小平  
太(名)政永政岑の長子(無相違家督被下置  
い、追而所替(轉封と云ふ)可被仰付い  
政岑の右の申渡を受けし翌十一月朔日と以て、遂に  
越後高田十五萬石に移命せられり、蓋し姫路十五  
萬石より高田十五萬石に移封せられし、表面上毫  
も削減せられし所なきと雖ども、姫路と高

田との租税の収納上に於ける非常の減額と來せしに相違なき、天明年間に至り榊原家の經濟困難と極め、幕府へ稟請して手當金と借らんとせし時、幕府より榊原家への達書に、(領知所替以後先領知より収納相減、年來及困窮、此節に至り差詰り取替しがたき)に付、御手當の儀内々被相願ひ處、所替已後取納相減の儀相知り事にて兼て其覺悟可有之儀に付、願之趣御沙汰に被及がたき事に依えども家筋と被思召格別之御沙汰と以、爲御手當金三千兩都合一萬三千兩拜借被仰付云々、又云く、是迄年來及困窮當時差迫りし程の儀に依へ、一通にての勝手向取直し儀も無覺束、御手當被成下し迎又々是迄の通り成行、拜借返納までも差支儀様に相成ひての不相濟事に依、依之勝手向取直しまでの五萬石高の格合に被成下し間、公邊勤向と始め献上物其外ともに右高に准じ相勤めらるべく、御用等被仰付しとも右高に准じ格好の御用可被仰付し間、人數等も相減じ相勤らるべく、云々と是等の文意に據て推考するに、名の十五萬石あるも其實領内の租額十萬石以内に減損せしものあるべく、蓋し幕府の制に據れば、十五萬石の其高相應の公務あり、所

謂郡役より參勤交代の準備、平常及び不時の献遣、土木工專其他種々の公役等、皆高並の負擔常率ある、姫路豐饒の地より高田瘠薄の地に移りし以後の困難に實に思ひやるべきあり、幕府が五萬石高の格合に准せしに以て非常の恩典と謂ふべし、榊原式部大輔政岑のつねに奢とこのみ花やさることも多かりしが、いつのころに放鷹にあらせたまふの時、大手門の番にあたり例のごとく拜謁にいでありしに、もえいづるばかりある萌黄色琥珀のりの上下に、白糸にて源氏車の紋縫ひると着し白つかの刀のさざしとよこたへてひかへいでしさま、いつくしくよそひさるひるを(離人形)のごとくありしとぞ、つねに諸門の番にいづる人、かからせ御詞とかけらるゝ事あれども、この日にかぎり御往還ともに何の御沙汰もなし、これかねて政岑が奢とこのめることを聞しめされしををるべしと人々ささやきあひけるが、はたしを寛保のはじめにいたり御勸氣とかうふりて贅居の身とにかりにけり (未完)

榊原式部大輔政岑が贅居隠居と命せられし上、播州姫路より高田に左遷せられし、前回吉宗公の實紀附録に據れば、唯奢侈と好みさるのみの如くあれども、實の奢侈ばかりにてなく、其重なる原因の身分柄とも顧みずして屢々足と花街に入れつるに、當時有名かりし三浦屋抱の遊女十一代目高尾と請出して妾とあしするにあり、其事柄の近代公實嚴秘録と云へる書に左の如く記せり、元文中の榊原式部大輔の大活氣の人にて、平生酒宴遊興のみに心よかたむけ、忠孝の道とこしかけさる急養子として十五萬石とつぎ、播州姫路の城主とあさる(政岑の母と頼母と稱し、同族伊織勝治の長子にて、祿千石と領し、徳川家の旗下士ありしが式部大輔政祐男子とくして早世せし故、本家の相續人とありしかり、いつし此の人新吉原三浦屋が抱の女郎高尾といふ遊女に馴染かよひける其のころ江戸太鼓持第一と呼ばれざる大傳馬町の桑名屋彌吉・中村吉兵衛二朱判とて名馳りしとめしつれて、毎夜のさわざり、誠に時からぬ山吹の瀬のごとく小判と山につき、唐の倭の珍物と集めて、酒宴おびたしく、家の忠臣之と愁

へて諫争するといへども曾て用ひたまはせ、其後大金を出して彼遊女高尾と請ひだし妾にせんとの事にて終に身請して高尾と屋敷へ引取たまひけり、此高尾の本所猿江といふ所に重願寺と云ふ淨土寺の門前の花賣六兵衛といふもの娘あり、六兵衛とかしきものにて、平生申ける、わが妻ある時不思議の靈夢と見たり、紅葉のひと見て夢さめたり其のち娘と生みしが果して高尾にありけると人々に断しける、斯く榊原殿身持不行跡につき、以の外公儀の御首尾よろしからせ、御書付と以て御叱り急度仰付られ、且丸の内の屋敷もめし上られ、小笠原右近將監へ下されけり、されば式部大輔の押込、俸小平太家督して越後へ赴かれけり、此時松平左近將監(老中)榊原家の留守居役と招かれ、このたび高尾と云ふ傾城と大金にて請出されし事一天下にかくれかし、此儀いかざるもぞと申されければ、留守居答て申に、いかにもその高尾と申遊女式部大輔請出しし、その子細の御耻かしくいへども、主人のいと小身の伊織かたより養子にまわり、元千石のせつ、式部幼少にて乳ともらひし乳母の娘當時かの傾城奉公いさしひゆる、それと

うけたまはりおよび、乳兄弟とやらにてやむを得  
て大金ともつてうけ出しやい、わけの御  
とくに、全く好色の沙汰にて御座さくいと御  
答すけり、左近將監も左もあるべき事とすされけ  
り、一説に、左近將監其偽あるを知るといへども  
臣子の分として主君の非を蔽はんとするの義心に  
感じ、且其答辭の條理にかかへると以て終に究詰  
せざりしと云へり、  
右の外續談海とて、當時世上の風説等と集録せし書  
に左の如くありき、

當夏のころ、榊原式部大輔、新吉原より太夫高尾と  
千八百兩にて請出し、在所(領國)へ召連れられいよ  
し取沙汰あり、十月十三日榊原殿不行跡に付、隠  
居仰付られ、家督の息小平太へ仰付られ、城地所  
替、播州姫路より越後の高田へ、  
うけたまはせ、はん氣でいし、酒氣腹、  
高尾いんきよと、くよりてぞ居る、  
又高尾者に左の如く見ゆれば、録して以て參考と  
そ、

十一代高尾  
享保十九年の細見記、三本あり二本に高尾ありし、  
全盛鏡に高尾有て、總角り禿まづや高尾に成る

追討の詔勅と請ひ、大義の歸する所と明にし、正々  
堂々以て亂臣賊子と討滅せしことあり、故に近世  
の史家なる頼山陽も元就の此舉と稱賛して義旗の指  
す所天下とも鬪りつべしとまで云ひたりき、然るに  
元就の天子に奏聞して追討の論旨と請へりとの事、  
専ら毛利家の事蹟と記載せし正確なる古書中に、絶  
えて見る所なく、反つて不正確として史家の擯斥せ  
る日本中古治亂記と云へる書に之と録し、且其奏疏  
及び論旨の原文とも掲載せし、勅と請ひたるの  
元就からずして其子隆元あり、併し孰れにしても事  
實ありせば敢て論ざるに及ばざれども其文と熟讀し  
て他書と参照するに全く當時の眞物と思はれ是  
に於て終に題號の如き疑念を生ずるに至れり因て  
茲に其原文と掲げ御見せし併記して江湖の史家に質  
し以て是が眞偽と研究せんと欲す

請早誅伐逆臣晴賢隆世等致鎮西平均狀  
右謹言上、抑今御治世之德化光、古今是單因於三  
綱五常之德也、雖然近年逆臣執天下之權柄、忽廢  
朝憲、四海逆浪、惱宸襟、因茲前大内太宰大貳義隆  
與隆王法爲朝家傾忠、心盡正義、輔佐王威、于茲  
有晴賢隆世二人之逆臣、翻虎狼之心、殺義隆而奪  
國家、利權行隣國、恣振逆威、誰喧不惡之矣、無道

るよしとあるを、此高尾享保十九年十月九日太  
夫とあり、寛保元年六月四日出郭と、此後細見  
に高尾ありし、十一代にて絶ることを明けし、實  
曆五年の細見入相の花に三浦屋有て、同七年の  
細見花たち花に三浦屋ありし、寶曆六の年に家  
絶るなり、  
(元)

●毛利元就勅を請うて陶晴賢  
を討せしと果して信なる  
後 凋 生

毛利元就の大内義隆の爲めに陶晴賢と討し、豊臣秀  
吉の織田信長の爲めに明智光秀と誅し、徳川家康の  
信長の遺孤信雄と扶けて小牧に戦ひし、近古の三  
大義戦として世人の共に詳知せる事實あり、蓋し嚴  
島の一戦もも方隅に偏在し、其影響の及ぶ所豊徳  
二氏の如く大ならず、敢て天下と響動せるとまで  
いへかざるも、而も僅々吉田三千貫の邑主より終に  
山陰山陽の兩道十三州と領するに至りしに實に此の  
一戦に胚胎と謂はざるべからず、且三大義戦の中  
世人の特に元就の措置と欣慕して措ざる所以のもの  
なり、義兵と譽ぐるに方り、まづ之と天子に奏聞して

甚前代未聞、入逆罪者乾坤且所不容其身也、日  
月尚不照不孝者、山川無載無禮之臣、隆元雖厄  
弱早被下勅命者、追討晴賢隆世以下之逆徒、欲  
致鎮西靜謐之功、條無他事、誠惶誠恐謹言、  
天文廿二年極月十五日 毛利大膳大夫 隆元

廣橋中納言殿

天子の勅命と請うて晴賢と討するの當に一大事件を  
るのみならず、實に毛利家に取りての一大面目と謂  
はざるべからず、抑も元就の大内義隆の死に臨み復  
讎の依託と受けしものにて、晴賢と討するの首謀者  
あれ、此奏疏の如き無論自から之に署名せべき  
等あるに、左の如くして世子隆元として代署せしめ  
ざるは果して何故ある歟、是余が第一の疑點あり、  
或説に元就の晴賢の義隆と弒せし後も之と交際敢て  
疎ならざりしに、大内家の幕下にて石州吉賀郡津和  
野三本松の城主吉見大藏大輔正頼と云へるもの晴賢  
と際と生じ、我居城に楯籠り使と馳せて元就の來援  
と乞へり、然るに晴賢よりも亦正頼と伐んとて元就  
の加勢と頼み來りしり、元就諸老臣と會して去就  
の是非と諮ひし時、皆云く晴賢ハ虎狼あり、如何か  
る野心と蓄はへ居らんも測りがなく、宜しく往援せ



茶飯後... 料理...  
二...  
...

ざるべしと答へたりとぞ、余輩凡庸の思慮を以て考  
ふれば、此諸老臣の答辭こそ尤もの事あるべきに、  
英雄の心事本より測りがなく、如何なる深謀遠慮の  
あるにや、元就の此衆議を排斥し達て自から往き晴  
賢と援げんと主張したりして、無理に之を押し留め  
り、然れども元就の未だ全く聞入るゝの氣色からざ  
りして、隆元反つて之を機會とあし、晴賢の罪を鳴  
らして大に爲す所あらんと密に人々京師に上せ、書  
と朝廷に上り終に追討の給旨と請ふに至れり、是其  
隆元の署名して元就の署せざる所以ありと云へり、  
此奏疏として果して當時の眞物疑ふべからざるもの  
とせるも、此説の如き事實からしめ天子の勅命を  
請へる元就の本心からざりしや知べきあり(未完)

國と指せるものにして、即ち筑前後等の九州と云へ  
るにや疑はしき次第あり、大内家の六百餘年來周防  
山口に居住し、義隆の父左京大夫義興の時代に方り  
て、足利家の管領職ともありて其勢力も熾あり  
し故、版圖も次第に廣まり九州地方にまで及び  
り、義隆も其後と承けられ九州中の幾分々の領し  
居らん、併し其居住の場所より推せば領分の多くの  
皆中國筋にあるべき筈あり、晴賢主君と弑するに及  
び常に山口に居住せり、奏疏の所謂横行隣國恣振逆  
威との蓋中國筋にして鎮西諸州にあらざるべし、然  
るに隆元單に鎮西とのみ云へるに如何の次第あるに  
や、或は義隆太宰大貳の官職と帶するより斯く云へ  
るより知らざれども、當時武士の任官は皆有名無實  
あり、獨義隆に限り其職と空ふせせ、鎮西の諸將悉  
く其統轄に歸せるとせん歟、余未だ悉く是を實蹟と  
詳かにせずと雖も、當時九州中獨立の巨族と擧げら  
るに伊東氏等あり、此輩皆太宰大貳の命と聽て之に  
服せしことあると聞かば、然らば則ち鎮西と擧ぐ  
るに義隆帶官の故からば、中國とあらば兎に角、單  
に鎮西とのみにては當時の實況に照して不適當と謂

とざるべからば、是等の解釋は猶未だ細事あり、最  
も甚しき事こそあり、隆元の當時備中守と稱し居れ  
ども實に無位無官にて、此受領名も朝廷の叙任と經  
るにあらざり、全くの私稱あり、是獨隆元のみから  
ば、蓋此時代一般の事あり、而るに右奏疏に毛利大膳  
大夫と署銜せしに實に奇怪千萬の次第にて、抑も隆  
元の從五位下大膳大夫に叙任せられしに、正親町天  
皇の御即位費用と獻納せし勲賞にて、永祿三年二月  
の事あり、開當時毛利家へ賜はりし女房奉書(女  
房奉書の解釋は既に前回樂真子の説明あれは省  
ぬ)と、歴名土代として正四位上以下の補任と録せし  
ものとの二證あり、(正四位上以上の公卿補任に掲載  
せらる)即ち女房奉書にて、  
仰 永祿三  
二十五

わさくよりよく御心へひておはせ下されい  
へくやう、よく心へひてやいへくい、かしく、  
くわんしゆ寺一位とのへ  
又歴名土代に  
豐州毛利元就子江隆元、永祿三、二十五、從五  
位下、同日大膳大夫  
右の二書に據れば、隆元の從五位下大膳大夫とあり  
しに奏疏と上りし天文二十二年より九年後の事ある  
の明々白々、毫も疑と容るべき所なきと思へり、余  
又之と聞く、或家に藏する奏疏の原文の中古治亂記  
と異りて、起頭の一句に從五位下備中守隆元、誠惶  
誠恐謹言、請早誅伐逆臣晴賢云々と記載し、署銜  
も亦備中守とありと歟、此事果して眞ある歟、いよ  
いよ以て奏疏の非あると知るべし、當時隆元の實に  
無位無官あり、其從五位下に叙せられしことの永祿  
三年あるに、前に掲げし如き明證あり、いかに無識  
無學の戰國時代なればとて、未だ授與せられざる所  
の官爵と、他所からいざ知らば、官爵授與の  
淵源なる朝廷に向ひ、厚かましくも從五位下備中守  
をさし記載せることのあるべきや、余の斷じて此事  
あきと確信せり、然らば則ち右の奏疏の中古治亂記

こんと御まよくの事、そるくとおこおはれ  
い、まかしからり(毛利)ちそらつるも、  
はやくとまやうしゆぬるちうかさりも  
あき事にて、よるこひおはしめされい、たかも  
と(隆元)にたいしてりんしとあされい、おあし  
く大せんの大の事はせいとされい事と、御

の著者之と偽作せし歟、將他人の偽作せしものと事  
實と信じて掲載せし歟の二者と出ざるべし、次に掲  
ぐる所の繪旨も亦然り、

立道守道者は忠臣烈士之功也、撰逆揆國者武臣  
之節也、于茲有二人之逆臣、號晴賢隆世、已爲其  
主殺義隆、振逆威前代未聞也、因茲隆元正賴香  
正兵之勇、請舉義兵之旗、誠豪傑之志、敬感不  
斜、早運逆徒誅伐之策、可致天下泰平之功旨、可  
爲注意者也、者繪旨如此、仍執達如件、

天文二十三年正月十三日 右少辨

毛利大膳大夫殿

凡を歴朝の詔勅書札と讀むに、古來多少の沿革もあ  
り、又事柄によりて變化なきにあらざれども、大抵  
の皆一定の文例と費用せり、此繪旨の如き、文体と  
云ひ文例事實と云ひ、舊作さるの論と待さざ、若し  
別に繪旨の眞物あらば兎に角、左をくして元就の  
勅と請うて晴賢と討とるとい信すべからず、(完)

赤穂城取立の起源 後 潤生

播州赤穂の淺野内匠頭長矩の祖父内匠頭長直の時常  
陸奥壁郡笠岡城(五万三千五百石)より轉封せられし  
所あるが、其頃赤穂に城池かかりし故、長直之と  
迷惑に思ひ、何卒自分普請にて城池取立と願ひ、と、  
本家松平安藤守とはじめ一門親族の方々へ内談

油太夫各々の  
温帯

されし様致し、と申す、總て何事によらざる取  
次とて申聞けられざる儀、又其取次衆に返答す  
こと御作法なれば、其通いたされて然るべしと申  
る、忠善や様御作法とあらば是非に及ばず、是より  
直様内匠頭方へ罷仰の旨申聞けし、然るにお  
いて内匠頭の申に及ばず某も今日と御暇乞と存候  
と言捨て其座を退かんとすると、老中押留め、其許  
唯今の口上合點まゐりがたき事なり、何故御暇乞を  
るや其子細と申聞られしと云ふに、忠善いや、  
申すまでもなく知れき事なりと云はせ、餘  
の事とも違ひ内匠頭はじめ其許まで御暇乞とありて  
の聞捨に致しがさしとは是非とも承はり度と申しける  
に、去らば申上べし、唯今まで内匠頭罷在り笠岡の  
城地の東照宮より内匠頭の祖父彈正少彌長政へ茶の  
代に仕りしへとの上意にて下しかかれ、猶湯沐の品  
といふがごとし、其子采女正より當内匠頭まで三代  
相續致せしと故なく召離されて他人へ下され、内匠  
頭とて無城の地へ遣はされしゆゑ、是非あく自分普  
請にて城池取立とて段御願申上る處、御取上これなき  
段畢竟内匠頭城主の器に當らずとの思召にもこれ  
あるやと世上の取沙汰に及びずさんこと必定あり、  
左はての其身の一分も立ちがたくい間、願知と差上

に及ばれし所、成程内匠頭存念の段、尤もの事さ  
ら、此節左様の願事何とやらん禪りに思はる、故今  
そこのの間見合然るべくとの相談にて尋わかき、長  
直御普代大名中にて岡崎城主水野大監物忠善と別  
して入魂ありし故、右城池取立願の取次と頼みける  
に、まづ御一家中に御相談あるべしとの答あり、其  
儀の申さるるまでもなく早疾く内談と遂げし處、當

分の差扣へて然るべきよし何れも申すにより、據  
く其許と御頼み申す次第あり、若し手前普請の儀御  
取上さき時、夫迄の事と覺悟仕し事もあれば、是  
非とも頼入さくと餘儀なく申されけり、忠善本より  
然諾と重なる人にて長直の思切さる様子と見、委細  
承知致せり、此願取上さくべ某も覺悟極むる所あり  
と、直に月番の老中方へ罷越し長直願の趣申達  
し、程經て老中宅へ忠善と召され、先日申されし  
淺野内匠頭新城取立の儀、同役中へも相談の上台聽  
に達せし處、赤穂の城の御用もこれなく付仰付ら  
れまじさとの御旨あり、其段内匠頭へ申傳へらるべ  
しとあり、忠善承り、然らば今晩朝内匠頭と同  
道仕るべしと問、其節右の上意其許様より御直に仰渡

男と相止め申の外、あしと覺悟と極め今度の願に及  
さる儀に、拙者不了筋故に内匠頭所存の通と承は  
り届、差扣も申させしに罷在りて世上への申  
人に身上と果させ見物いさし罷在りて世上への申  
も立ちがたく、第一淺野一家の面々へ對しして申  
ケ敷存じしへ、岡崎の城地の差上内匠と手と引合  
ひ高野山へ登り男と相止め申すより外なくと覺悟  
たしめと答へければ、老中聞て成程尤の事あり、然  
らば内匠頭へ申達せべき口上のまづ差扣られよ、其  
中是非より申達せべくとの儀にて退出せり、其後程を  
く御用の儀あり内匠頭同道登城あるべくとの奉書あ  
りて登城しければ、老中列座にて今度拜願仰付られ  
し播州赤穂の地に於て新城取立の儀聞食居られ願の  
通り仰付し、然れ共破の地の儀の差て御入用と申儀  
にもこれなく付、拜借金等の仰付られずし、手前  
普請の儀の勝手次第連々取立し様にとの思召に、  
右新城取立相濟いまで公儀御普請御手傳等の御用  
捨成下さるべき旨仰渡さる、右御禮として忠善内匠  
同道にて月番老中方へ廻動申し、其門前にて忠善内  
匠へ申ける、某の外、老中方へ同道廻動に及ば  
ず、其内參上にて御歡申入るべしと挨拶に及ばれけ

本編之原

れば今度の儀に偏に其許の御厚情もあがり誠に  
かき次第退付参りて御禮申述べさしありける  
いやしく手前に御出の御無用あり、直様小幡勘兵衛  
方へ御越ありて赤穂新城の繩張等御相談こそ然るべ  
し、善の急げと申事ありと云て別れけるとあり、一  
説に赤穂の城の忠善の繩張ありとも云へり、是實に  
正保二年の事ありき

流史餘録

關ヶ原役の書簡

後 凋 生

古文書の歴史材料に必要なること敢て喋々  
るまでもあらざることあり、併しこの必要なる古文  
書も従来の歴史家として餘り之と史上に應用  
しざることなく、從て世人も亦之が必要と説く  
ものあかりしに、近來史學てふもの世に行は  
るるに及び、稍これが貴重材料なることと知  
るに至りしあり、蓋古文書の全国各地に散在  
するものにて、之を箇々別々に引離してみる  
の索然無味、差して其必要もあざることさ  
も、之と類次適合するに及んで、實に無量の趣  
味と覺ゆるに至り、因て此に關ヶ原合戦の時、徳  
川家康並に東西兩軍 諸將の書簡と類次し、聊

流神誌

使者申入ひ、恐々謹言  
八月廿三日

家康 花押

大崎少將殿(伊達政宗)  
右の伊達家の所藏あり、文中左衛門大夫丈夫に御座  
りとの、福島正則が表裏二心かく家康の味方に屬し  
堅固ありとの意あるべし、  
扱又清洲表にていよく手切の合戦として福島  
池田の両先鋒、木曾川の上流下流と二手に分れ岐阜  
城と攻撃とへさことに決議あり、其時の人數着到  
り正則自筆にて記せし者左の如き人數計算書あり、

- 羽左太(福島左衛門大夫正則) 六千五百
- 羽三左(池田三左衛門輝政) 六千五百
- 羽越中(細川越中守忠興) 二千
- 加左馬(加藤左馬助嘉明) 千六百
- 藤佐州(藤堂佐渡守高虎) 一組千五百
- 黒甲州(黒田甲斐守長政) 一組千三百
- 淺左京(淺野左京大夫幸長) 五千
- 堀信州(堀尾信濃守忠氏) 四千
- 山對州(山内對馬守一豊) 二千六百
- 羽修理(京極修理亮高知) 千五百
- 有玄番(有馬玄蕃頭豊氏) 二千二百
- 松右兵(松下右兵衛佐) 千

か愚接とも加へ以て古文書適合の一斑と云く、  
關ヶ原の時、福島正則池田輝政黒田長政加藤嘉明  
等先手の諸客將尾州清洲城に會合し、空しく家康  
の出陣を待ち居りしに、家康の此諸將等が豊臣家恩  
顧のものどもも、氣心の知れざる内、容易に出陣  
ありがさしと、乃ち村越茂助と清洲に遣はし、諸將  
と諷して敵味方手切の合戦あるべしとの旨と傳へし  
に、正則等の諸將も實に尤もの次第ありと遂に岐阜  
城と攻むべきことに決定し、此趣と茂助へ申聞け、  
茂助も急ぎ江戸表に立歸り斯と復命に及びしかば、  
家康より重ねて米津清右衛門といへるものと使者と  
して遣はせし時先手の諸將等に贈りたる書簡に、  
村越茂助に一々之段祝着之至い、何も令得其意  
い、爰元之儀以米津清右衛門具申入ひ之間令省  
察い、恐々謹言

八月廿三日

家康 花押

清須侍從殿(福島正則)  
右の福島家所藏の古文書あり、此他黒田加藤淺野  
京極 諸家所藏の分どもに皆同文言あり、又是と同  
時に伊達政宗方へ遣せし書簡に、  
昨夜村越茂助清須より罷歸り、彼表左衛門大夫  
(正則)丈夫に御座の間、可御心易い、我々出馬  
之儀の一左右可有之御座の間延引す、爲其以

田兵大(田中兵部大輔吉政) 四千

一組千

羽伊賀(筒井伊賀守定次) 四百

西豊後(西尾豊後守光教) 四百

八月廿一日

大夫花押(正則)

右の駿河藤枝警察署長岡氏の所藏あり、此書の如き  
唯一通と引離してみるに、年代も分らざ事柄と  
も記せざ、如何なる場合に用ひたる人數書あるや更  
に必要とも覺えざる如きものあれども、斯く文書と  
適合し來てみれば實に貴重材料とされり、從來先  
鋒諸客將の率ひたる兵數の三万五六千のよしに傳  
へ、確ることの知れざりしに、此書と觀て始めて  
其實數の四万百人あることと確め得たり、(未完)

流史餘録

關ヶ原役の書簡(續)

後 凋 生

岐阜の城攻の八月廿一日に人數手配と定め、廿二日  
より人數と押出し、木曾川と渡りて合戦あり、廿三  
日、落城に至れり、即ち廿二日東軍木曾川と渡り西軍  
と撃却けし時、監軍井伊直政より江戸表への注進狀  
に、  
此表 存の外各精と出されい、今朝の注進に  
幸田(河田)の渡りの仕合不相聞ひ間不申上い  
ひき、敵二千許りにて川端へ出いと被越合戦に  
及ばれ、羽三左衛門(池田輝政)手許へくび五百

被討捕の由飛脚のテ口には、直に可有御注進の問具に、其に相聞之可申し、輝政一手の合戦模様、輝政より直に江戶へ注進せしとの意あり、とゞの越前織田秀信の家老百々氏(大間勘平(大間)飯沼)討死の由、岐卓中納言(秀信)やうく山へ被逃上の由、手負も多し、無之由、柳監物案内の事、間先進被致しに付て、彼家中随分のもの討死す、由、岐卓へ取懸可申由に、川越各草薙に付て今夜北方(村名)へ陣取、明日さふ、柳可被申し、由に、大方さふも落居程あるまじく、由何もす、以上輝政の手に属する模様あり、此地羽左衛門大夫殿(福島正則)組の衆、明日先岐卓へ押詰、羽三左衛門組の衆、柳可被申し、由は、さふの上のから渡り越え、蓋合渡するべし、佐和山(石田)の居城へ、柳相上り可申の由、今夜談合相定す、三左衛門殿組、浅左京殿、山内對馬殿、松下右兵衛殿、池田備中殿(輝政の弟)有馬左衛門殿、堀尾信濃殿、柳監物殿、今度道筋に付て案内者致され、羽左太と此筋へ越され、柳加藤左馬殿、羽越中殿、黒田甲州、藤左殿(藤堂高虎)、田中兵部殿、本田因幡殿、生讃岐殿(生駒正俊)、羽修理殿、筒井殿、松倉豊後殿、秋山左

近殿、神尾長三郎殿(神尾の神保)大かた如此、昨日の無理に羽左太に押つゝ、本中(本多中務大輔忠勝)我等川と越すに、今夜何も御理、内府様より御使の儀に、近罷立、御意も得ず、ために、條是非とも左衛門大夫殿御人数跡に押し、様成され、給はるべく、由、かやうにて、何事にて御注進す、三里、四里、あてに、間遅々可申し、其上何も精と入れられ、致見除、様に、迷惑す、御當地岐卓へ三里御座、北方より二里にて、柳間、明日(岐卓町)と破られ、事、三左衛門殿の租の衆、さふと事、石治少(石田三成)此間、岐卓へ切々見廻す、其上川手(村名)とす所に陣取す、川越え、より大柿へ引入、一人此筋へ出、事無之、今日(明日)の誤、赤坂邊でも押す、は、大か、佐和山へ逃入、可申、何もわらひ、事、一たる井に、島津、たらば、居、由、恐、謹言、(立花宗茂の櫓井に居るとの誤聞あり) 八月廿二日 井伊兵部少輔 直政 花押

本多佐渡守殿  
西尾隠岐守殿  
村越茂助殿

右の伊達家の所藏あり、此注進狀の四日目に、江戶表へ着せしものと見え、家康より正則等諸將へ、遺りし書簡に、急度申入、仍去廿二日、萩原渡同小越(今起に作る)と被取越之由、翌日岐卓へ被相勸之由、井伊兵部少輔本多中務申越、尤存、其元何やうにも、各御相談無越、様御行肝要に、出馬の儀も、聊無油斷、以間可、御心易、猶追々御吉左右待入、以、恐、謹言、 八月廿五日

家康 花押  
清須侍從殿(正則)  
吉田侍從殿(輝政)  
淺野左京大夫殿(幸長)  
黒田甲斐守殿(長政)  
加藤左馬助殿(嘉明)  
丹後宰相殿(細川忠興) (未完)

右の細川家の所藏あり  
關ヶ原役の書簡(續)後 生  
岐卓の城攻に就て江戶表への注進狀の管に、井伊本多の兩監軍より之と呈するのみならず、諸客將の

一手々々よりも夫々に戦价と馳せて報告に及び、その見、客將等の子孫にして此役に關する家康の書簡と藏する頗る多し、一々掲げんも、煩しけれ、今之と省くこととせり、萩原回に掲げ、りし家康より福島池田の諸將に贈りたる書に、木曾川と渡り、翌日、岐卓に向ふと、この事にて、戦端を開き、さうとの文言の見えず、想ふに、これ木曾川と渡らんとせし時に、發し、る注進に答へ、るにて、既に川と渡り、岐卓の防禦兵と撃却ける時の注進狀に、左の如き答書と贈り、去廿二日之御注進狀、今廿六日、午刻參着、然に、其許川表、相抱、處、即被及、一戰、數千人被討捕、岐卓へ被追付、の由、誠、心地能儀、にも、彌、各被相談、無油斷、御行御吉左右待入、以、恐、謹言、 八月廿六日 吉田侍從殿(池田輝政) 家康花押  
右の外、尚、堀尾忠氏、池田吉政(輝政弟)、一柳直盛、山内一豊、有馬豊氏、松下吉綱、淺野幸長等、連名にて贈りし同文言の書簡あり、此一手の管、池田輝政に属し、木曾川上流と渡り、米野芋島等と守りし岐卓兵と撃却け、川手村まで進撃、さし、るものどもあり、斯て八月廿三日、味爽より、福島池田の兩軍、岐卓城に攻寄、暫時にして、之と攻落、り、此趣、江戶表へ注

進に及びし時家康よりの書簡に  
岐阜の城早々被仰付い御手柄何とも書中難申  
盡存い、中納言(秀忠)先中山道可押上由付  
い、(秀忠)八月廿四日宇都宮より信濃に向へり  
我等の從此口(東海道)押可申い、無聊爾様御働  
專一い、我等御待尤にい、恐々謹言  
八月廿七日 家康花押

吉田侍從殿  
右の外藤堂高虎黒田長政田中吉政等の九人(連名  
にて贈りたる書も同文言かれども、淺野幸長に與へ  
たるはこしく異かる所あれば重複がら之と掲げ  
置くべし、

廿三日之御注進狀今廿七日到來披見すい、川と被  
取越被及合戦、其上岐阜の城即時被乘崩の事  
御手柄書中難申い、我等も早々出馬すい條、彌  
被仰合萬事無御油斷様尤い、恐々謹言、  
八月廿七日 家康花押

九月十五日の關ヶ原一戦の實に天下の分目にて、徳  
川家に取れての危急存亡の決する秋とも謂ふべき所  
あり、併し此合戦より猶一層大切ありし則岐阜の  
一戦にて、抑も石田三成が事と起せし當初の目算に  
い、福島と云ひ黒田と云ひ、其他加藤藤堂田中生  
駒あどい皆これ秀吉取立の大名にて、所謂豊臣家諸

代の人々なるに、其妻子のみを人質として大坂に抑  
留せらるる事なれば、よもや家康の麾下に属せし  
じく、我に及向ふ氣遣ひ決してあしと高と括て居り  
しあり、管に三成のみならず上杉も佐竹も其餘の大

小名も皆同様の思考と懐き居るに相違あし、然に  
此譜代大名が家康に對して誰一人叛旗と懸がへし  
る者としていなく、揃も揃て一同に最愛の妻や子と振  
棄てこれが先手とあり、堅と被ふり鋭と執り、唯一  
戦に岐阜の堅城と攻崩しするに實に意外の事柄に  
て、是がため及ぼす所の影響の、諸國に散在せる家  
康方の大小名として更に一層の勇銳と加へ、又三成  
黨として喫驚冷胆是より遂に叛離心と起し、延て順  
慶主義の觀望者としてその方向と一定せしむるに至  
りしあり、然る則此一戦の天下向背の定まる所と  
いふも決して過言あらざるべし、左ればこそ家康の  
岐阜の捷報に接すると其まゝ之と四方の味方に傳播  
せしめたりしが、其會津押の最上義光に贈りし書簡  
急度申入い、去廿三日午の刻岐阜の城乘崩、中納  
言(秀信)兄弟一人も不洩撫切申由注進い條書狀  
爲持進い、政宗よりも可參い、我等父子も出陣  
すい問萬事其元御行被仰付可給い、委細宗憲(今  
井氏茶匠あり)可申い問不能具い恐々謹言、

